

## 戦時体制下の富山県営電気事業：電力国家管理と公 営電気事業の帰趨

加藤，健太  
高崎経済大学：教授

<https://doi.org/10.15017/4774195>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 37, pp.19-52, 2022-03-25. 九州大学附属図書館付  
設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

## 【論説】戦時体制下の富山県営電気事業

### — 電力国家管理と公営電気事業の帰趨 —

加 藤 健 太

#### 一 課題と対象

本稿の課題は、富山県営電気事業を主な対象にして、電力国家管理の強化にともない日本発送電（日発）に電力設備を接収される過程で、電気事業を運営する地方公共団体（富山県）がどのような議論を重ね、政策当局に対していかなる利害を主張したのかという点を検証することである。

富山県営電気事業に及ぼした電力国家管理のインパクトについて、『北陸地方電気事業百年史』（『百年史』）は次のように記述している。すなわち、第一次電力国家管理の対象からは外れたものの、第二次電力国家管理では「国策に順応することを余儀なくされ」て、一九四二年六月一日付で、七つの発電所と三つの送電線を日本発送電に出資するとともに、有峰貯水池や建設中の黒薙発電所、未開発水利権なども日発に譲渡することになった。

ここで注目したいのは、『百年史』が「富山県営電気の出資が全国の電

気事業者より遅れたのは、出資設備の範囲、その価格評価、有峰工事の継承などについて、日本発送電との協議が難航したためであった」と指摘したことである。ただし、『百年史』はこれらの点に立ち入った検討を加えておらず、日発への設備の出資ないし譲渡が県財政に与えた影響につき、県会における町村金五知事の説明を用いて触れたにとどまる<sup>1)</sup>。

民間だけでなく、公営の電気事業者も電力国家管理に「反対の声を上げたが、功を奏さなかった」と述べた橘川武郎は、富山県営電気事業に関して、戦前期に「水力開発を積極的に推進した公営電気事業者として出色の存在」であったと高い評価を与え、「電力国家管理が政治問題化した一九三六年になっても、水力開発への積極姿勢を堅持した」ことを強調した。必ずしも明示的ではないものの、その理由は、有峰貯水池式発電計画が北陸電力に受け継がれて「より大規模な形で達成されることにな」ったからだ<sup>2)</sup>と推察される。そして、この有峰貯水池式発電事業（有峰工事）の扱いが一つの争点になるのである。

電力国家管理下の富山県営電気事業を正面から取り上げたのは、白木

沢(二〇〇〇)である。この論文は、『北日本新聞』の記事を丹念に涉猟し、通信省における配電統制案の具体的な審議の開始を受け、公営電気事業を擁する地方公共団体が対策に乗り出した一九四〇年一月から、臨時県会が県営電気事業の譲渡案を可決した四二年五月までの期間を対象に、富山県と他の電気事業関係公共団体(関係公共団体)、富山県会、通信省、そして内務省など利害関係者の動向を追跡した。

白木沢(二〇〇〇)は、富山県にとって電力国家管理が、①「地域利害の擁護」と②「地方財政の擁護」という二つの問題をはらんでいた点に注目した。そして、①を象徴する「北陸ブロックの独立」と②に関わる富山県営電気事業の「委譲」が、「地域利害の擁護」というスローガンを媒介に「不可分の関係」として結びついた点と、富山県が両者を「絡ませることにより、国家に電力の北陸ブロックを認めさせ、県営電気事業についても現状の収益を確保するなど実質的な成果を得た」点を強調した。

しかし、資料がほぼ新聞報道に限定されたため、県政審議会における議論や、富山県の要望とそれに対する通信当局(通信省と電気庁)の応答などについては、十分な検討が加えられていない。

ところで、電力国家管理の強化(配電事業の統合)に対する公営電気事業者(地方公共団体)の反応に関しては、『公営電気復元運動史』が詳しく記述している。具体的には左記のとおりである。

①配電事業の統合に対し、民間電気事業者が「いかに自己の立場を有利にするか」という利害に基づく主張を展開したのとは対照的に、公営電気事業者はこれまでも「公益本位に経営してきた」のだから「統合される必要がない」という論理を展開したこと。

②公営電気事業を有する複数の地方公共団体は一九四〇年二月二二日、内務省と通信省に対して「配電の国家管理を時期尚早なりとし、又は公営事業に属する配電の国家管理を必要とせざる意見」を述べたこと。

③富山県、京都市および東京市の議会は一九四一年三月、「配電管理に関する意見書や陳情書を決議し、統合反対の立場を表明した」こと。

④公営電気事業を含む配電統制の実施を明らかにした一九四一年四月一日の「電力国策実施要綱」に対し、(A)東京、京都、神戸の三都市の配電統制懇談会は同月十五日、「申し合せと陳情を決議」する、(B)酒田、仙台、金沢、都城、静岡、大阪の六市は五月九日、「共同陳情書を提出」する、(C)東京、京都、神戸、仙台、静岡、金沢、都城および酒田の各市が結成した配電統制懇談会は六月三日、「陳情書を決定」する、といった具合に反対姿勢を強めたこと。

⑤こうした事態を受けて、通信省は、内務省や関係公共団体と協議を重ね、その結果、配電管理に公営電気事業を含める方針は変更されなかったが、地方公共団体が蒙る不利益については「財政上の欠陥を補填する制度」(公納金制度)が導入されたこと。

このうち②、③の東京市と京都市の意見書、④の(B)と(C)は資料が直接引用されている<sup>①</sup>。つまり、『公営電気復元運動史』は資料的にも価値の高い文献といえる。加えて、各地域の電気事業史も、戦時体制下の公営電気事業の動向に紙幅を割いている。たとえば、東京市に関しては、配電事業の統合に「強い反発を示した」こと、山口県については、同県会が「希望条件」を出したものの、配電事業の統合そのものには反

対しなかったことと同県の大久保住吉電気局長は「贅意を表し」たこと、などが明らかにされた。<sup>5)</sup>しかし、富山県をはじめ関係公共団体が、特別の配慮を求めた具体的な内容は十分に解明されたとはいえない。<sup>6)</sup>

以上の研究史を踏まえ、本稿では、富山県営電気事業を主たる題材にして、日本発送電に各種設備を接収される過程で、地方公共団体がいかなる議論を展開したのか、政策当局に対してその結論をどのように主張し、いかなる行動をとったのかという点を、県財政への影響、出資設備の範囲とその評価額、そして有峰工事の扱いなどに焦点を合せながら検証する。

主な史料としては、富山県公文書館所蔵の『昭和十五年以降県営電気事業関係綴』（資料番号H-1335）を用いる。<sup>7)</sup>

## 二 電力国家管理と公営電気事業の反応

### (一) 電力国家管理の強化

周知のように、日中戦争の長期化は生産力の拡充の必要性を高め、それは電力需要の著しい増加をもたらした。さらに一九三九年夏から翌年春まで続いた「電力飢饉」は、従来の電力国家管理のあり方に見直しを迫った。こうした事態を受けて、近衛文麿内閣は一九四〇年九月、発送電管理の強化と配電管理の実施を内容とする「第二次電力国策要綱」を閣議決定した。

この「要綱」に基づき、政府は「配電管理法案」「配電株式会社法案」「電気施設法案」「日本発送電株式会社法改正案」および「電力管理に伴う社債処理法改正案」の五法案を議会に一括提出する準備を進めた。し

かし、民間電気事業者の反対運動が高まりを見せる中で、一九四一年一月に再開された第七六回議会の衆議院本会議が「戦時体制強化に関する決議」を満場一致で可決したため、政府は議事を早急に終わらせるべく、長時間の審議を要する法案の提出を見合わせることを決定、結局、「日本発送電株式会社法改正案」のみを上程し、同年二月に可決成立をみた。<sup>8)</sup>

他方、配電管理は、国家総動員法の改正を通じて実施されることになった。すなわち、同じく第七六議会で実現したこの改正は、「事業統制の強化」や「技術、物資、不動産、事業設備、無体財産の利用方法の拡張」「資金統制に関する規定の強化」などに関する「議会の権能を大幅に政府に移譲する」ことを内容としており、「これがその後の電力国家管理の実施に大きな役割を果たすこととなった」とされる。

具体的にいえば、政府は一九四一年四月、国家総動員法に基づく勅令によって電力管理法施行令を改正し、日本発送電が運営する発送電設備の範囲を拡大した。これは、先述の発送電管理の強化をねらった措置であった。同時に政府は、配電統制の諸施策を内容とする「電力国策実施要綱」を決定し、同年七月、これに沿って「配電統制ニ関スル勅令案要綱」を策定、国家総動員審議会に諮問した。そして、当該審議会が議論を重ねたうえで八月二日に「勅令案要綱」を可決したことを受け、政府は二六日に配電統制令を閣議決定、三〇日に勅令第八三二号としてそれを公布したのである。<sup>9)</sup>

### (二) 公営電気事業者の利害とその主張

右記のとおり、電力国家管理が進展をみせる過程で、富山県をはじめ公営電気事業者（地方公共団体）はどのように自らの利害を主張したの

だろうか。本項ではこの問いに接近したい。

電気事業関係公共団体の集約された意見

一九四〇年一月二二日に内務省が主催者となって、「通信当局及電気事業関係公共団体代表者トノ配電及発電事業ノ統制並ニ設備ノ出資ニ関スル懇談会」が開かれることを受け、電気事業関係公共団体の代表者は前日にその対策を立てるべく打合会を開催した。出席した関係公共団体を列挙すれば、青森県、宮城県、神奈川県、長野県、富山県、兵庫県、山口県、高知県、宮崎県、東京市、大阪市、京都市、神戸市、仙台市、静岡市、金沢市、酒田市、都城市、となる。

これらの関係公共団体は、(A) 発電電部門の強化拡充に関する事項、(B) 配電管理と公営電気事業に関する事項、および (C) 配電管理の実施にあたっての公営電気事業者の要望事項の三点につき、意見をまとめた。そのうち公営電気事業者の利害に直接関係するのは、(B) と (C) である。以下、それぞれの内容を検討していこう。

(B) に関してはず、「公営配電事業」は民営と異なり、電気事業関連法令に加えて「公共団体トシテ夫々ノ法令ノ制約」や通信当局・関係省庁（内務省等）の「嚴重ナル監督」の下で、もともと「公益本位」かつ「適正合理的」に運営してきたと主張する。そのうえで、経済新体制の理念に照らしたとき、「公益優先」の実践に向けた「機構変革」をする必要がないだけでなく、より一層「公営精神ヲ昂揚發揮」させることこそ「適当」と訴えた。そして、現在の「公営配電事業」の形態を「存置」し、これを「中核体トシテ全配電事業ヲ統合シ、民営ヲモ公営化スルヲ以テ理想トス」と論じたのである。

最終的には採用されなかったものの、「経済新体制確立要綱」（一九四〇年一月七日閣議決定）の策定にあたり、企画院が「企業経営ノ公共性ヲ確立シ経営担当者ニ公的性格ヲ賦与」すること（九月一三日案、九月二八日案、一〇月二五日案）を重要視していたことはよく知られている<sup>12</sup>。関係公共団体の代表者はその点を念頭におきながら、「企業経営ノ公共性」と公営電気事業との親和性を強調したといえるだろう。

(C) について、打合会は (A) と (B) とは関係なく、配電管理を急速かつ「一般的」に実行する場合、公営電気事業が地方公共団体の財政などに及ぼす影響の大きさを踏まえ、次に示す項目が一つでも「無視」されるようなことがあれば、地方公共団体として「到底黙視」できない事態を招くため、「特別ノ考慮」をするよう強く求めた。具体的には、①設備の出資とその評価、②地方債、③公租公課などの「利益確保」、④電力料金など需要者の「利益確保」、⑤新会社の設立・組織・運営方法、⑥従業員の引継、⑦交通事業との関係、⑧公益事業と一般公共施設との関係の八項目であった。

打合会は、以上の三つの事項を協議した結果、(A) と (B) に「主力ヲ注」いで目的を貫徹することで合意した。これは、主に配電事業から多額の利益を得ていた市営電気事業者の要望に基づく意見であった。そして、残る (C) に関しては、(B) の要望が受け入れられない場合に限って協議を始めることにした。さらに、今後の進捗状況への対応策を講じるべく、富山県、山口県、宮城県、東京市（幹事長）、大阪市、京都市および神戸市を幹事に選任し、必要に応じて会合を開くことを決議した<sup>13</sup>。

ここでは、富山県が幹事に選出されたことを確認しておきたい。橘川

(二〇〇四)が言及した「積極的な水力開発」などの姿勢が同業者に認められた結果と推察されるからである。

配電管理の実施を前提とした公営電気事業の要望

先に触れたように、一九四〇年二月二日一三時から内務省第一会議室において、「配電及発電事業ノ統制並ニ設備ノ出資等ニ関スル懇談」を目的に、「通信当局及電気事業関係公共団体代表者懇談会」(懇談会)が開催された。

「出席者」として「予定」されたのは、打合会に参加した電気事業関係公共団体の知事・市長ないしその代理、電気事業担当者、通信省の山田達雄次官、電気庁からは田村謙治郎長官、田倉八郎第一部長および森秀第二部長、内務省からは狭間茂次官、留岡幸男地方局長、小林千秋監督課長および三好重夫財政課長<sup>15</sup>、その他は宇都宮孝平内閣東北局長と長井要蔵技師長が名を連ねた。

資料上の制約により、懇談会の場で示された通信省と内務省の見解は判然としない。ただし、右記の打合会で協議された三つの事項のうち、(C)の「配電管理実施ノ場合ニ於ケル公営事業ヨリノ要望事項」の内容を詳らかにする史料が添付されているので、それを確認しておきたい<sup>16</sup>。

前述したとおり、(C)は(B)の内容、すなわち、現在の「公営配電事業」形態の「存置」に加え、それを「中核体トシテ全配電事業ヲ統合シ民営ヲモ公営化スル」ことを「理想」にかかげるとともに、そうした要望が受け入れられない場合に協議を開始することとされた。したがって、(C)の具体化は、関係公共団体が自らの理想の実現を断念し、通信

当局の構想する配電管理の実施を受容したことを意味すると考えてよいだろう。

では、関係公共団体は協議の結果、どのような要望を提出することで合意したのだろうか。一月二〇日の打合会で、配電管理の実施と引き換えに関係公共団体が要望する事項として、八つの項目をあげたことはすでに述べた。ただ、資料面の制約から具体的な内容に立ち入ることはできなかった。対照的に、日付不明の同じタイトルの史料は、各項目をかなり詳しく説明し、かつ次項で取り上げる各団体の「特殊事情」を新たな項目として追加している。以下では、項目ごとにその主張を検討していく。

設備の出資とその評価 (①)

公営電気事業は、かなり前から「夙ニ公益本位ノ運営ヲ堅持」し、設備の拡充を進めるなど運営の効率化に努めてきた。また、利益を料金の引下げや交通、水道、社会政策、教育、治安維持など他の「公益的事業」に投じることで、「国民ノ福祉増進」を図ってきた。仮に、配電管理の実施により、利益が減少した場合、地方公共団体の財政基盤は弱体化し、「公益的事業」の運営に「一大支障」を来しかねない。したがって、現状の利益水準は「絶対」に維持されなければならない。左に掲げる諸点について「深甚ノ考慮ヲ払」っていただきたい。

\*「利益本位」に経営される民間電気事業者の設備と「厳正ナル法規監督ノ下ニ公益第一主義的ニ運営」される公営電気事業の設備は「別個ノ基準」で評価すること。

\*公営電気事業の評価にあたっては、内務大臣と大蔵大臣の双方を評

価委員として参加させ、その協議と決定に関与できるように関係法令に定めること。

\*資産評価委員会と設立委員会に地方公共団体の代表者を参加させること。

\*公債償還計画に支障を来さないこと。

\*公営電気事業の設備の評価については、現状の利益を確保するため、「利益還元ノミニ依ルコト」。

\*公営電気事業の「税金相当額ハ利益金トシテ算定スルコト」。

\*同業他社の買取により評価増となった公営電気事業の資産に関しては、「較差金トシテ別途経理」したものと、各費用項目に「按分経理」したものの両方を評価額に算入すること。

\*評価に建設費を加える場合、帳簿価格や経過年数のみに基づくのではなく、「内容ヲ厳査スルコト」。

\*事業成績を評価する際は、「相当期間」を基準にとり、その「終期」は「作為ノ惧アル」ため、一九四〇年九月とすること。<sup>17)</sup>

これらの要望からは、電気事業関係公共団体が、財政状態に直結する利益水準を維持するために資産評価について文字どおり「深甚ノ考慮」を求めたことを看取できるだろう。

## 地方債(②)

公営電気事業の資金調達には主に公債に依存しており、民間電気事業者とは資本構成がまったく異なる。この公債は、地方公共団体の財政計画の根幹に影響を与えることから、原則として出資せずに各地方公共団体独自の処理に委ねてもらいたい。<sup>18)</sup>

## 「利益確保」(③と④)

公租公課などについては、地方公共団体の財政破綻を避けるため、新会社に対する地方税の課税権や道路占有料などの賦課権、および既存の報償契約に基づく利益を必ず確保してもらいたい。また、「繰入金」により財源を失うので、「地方分与税」の増額も考慮してもらいたい。

電力料金などに関しては、現行の「供給料金」を値上げするといった、需要者の負担増を招く手段はけっして採らず、また、「公益優先ノ主旨」に基づく公益事業や公共施設向けの「特別料金」は、必ず「現料率」を維持してもらいたい。<sup>19)</sup>

## 新会社の設立・組織・運営方法(⑤)

新会社の設立にあたっては、資産評価委員会と設立委員会に公営電気事業者を必ず参加させること、配電事業は産業、交通、社会政策、教育など他の地方行政と「密接不可分ノ関係」にあるので、資金調達や役員人事などにはとくに配慮すること、公益事業は「公益優先主義」に基づく運営をするときに「最モ適当ナル企業形態」だから、新会社も「公益目的ノ法定、重役選任方法ノ改革」などを通じて、現在の「公営理念」の徹底を図ること、の三点を求めたい。<sup>20)</sup>

## 従業員の引継(⑥)

従業員(職員、雇員を含む)に関しては、次の諸点を要望する。すなわち、従業員を「全部無条件」で引き継ぐことやその地位・待遇を「絶対」に引き下げないことに加え、地方公共団体の従業員の地位・待遇は総じて民間企業に比べて低いので、引継に際してはその是正を図ること、

現状の福利厚生から得られる「利益」を失わないよう「考慮」するとともに、それに代替すべき「施設方法」を講じること、従業員は事業譲渡と同時に「一団」となって退職するので、多額の退職手当を支給するよう考慮すること、現在の勤務地を変更しないこと、などである。<sup>22)</sup>

交通事業、公益事業および一般公共施設との関係(⑦と⑧)

まず、交通事業に関しては、公営電気事業と部分的に共通する設備を用いて経営するなど「密接不可分ノ関係ニアル」ため、その分離によって運賃を変更せざるをえない事態を招かないように「深甚ノ考慮ヲ払」うこと、これに加えて所要電力料金の引上げ阻止、所要電力の確保と電力融通上の弾力性維持、分離後の「共用設備ノ借用」に関する適切な措置、「共用設備」と資産の分離にともなう「混乱」を回避するための「予防措置」、分離にともなう人件費の膨張の阻止などを求めたい。

次に、公営電気事業の収入に財源を依存していたり、「経営上ノ便宜」を得ていたりする公益事業や一般公共施設については、当該事業の譲渡にともなうて財源を失い、使用料を変更(値上げ)したり、事業や施設を「廃棄」したりしなくてはならない事態が生じる可能性がある<sup>23)</sup>ので、補給財源の確保と使用電力料金の値上げ阻止を求めたい。

以上の諸点にとどまらず、関係公共団体は九つ目の要望として、各団体の「特殊事情ニ関スル事項」を一〇項目にわたって主張したが、この点は、項を改めて富山県を中心に検討する。

### (三) 富山県の利害

電気事業関係公共団体の中にあつて富山県はいかなる利害を主張した

のだろうか。前出の「特殊事情」に掲載された他の関係公共団体の要望と比較をしながらこの点に接近したい。

「関係公共団体ノ希望意見中当該団体ノ特殊事情ト認メラル、事項」(日付不明)という史料は、一九四〇年二月二〇日開催の打合会に関する史料の次に綴じられており、同時期に作成されたものと推察される。なぜなら、ほぼ同じ内容の史料が翌日の「通信省及電気事業関係公共団体代表者懇談会」に提出されたからである。

各関係公共団体のうち、まずは富山県の「特殊事情」を左に掲げておこう。

#### 史料1

(一) 黒部川水系愛本発電所ノ電力ハ特殊工場県内誘致ノ為、特ニ低廉ナル料金率ニテ供給シツ、アルヲ以テ、之ヲ日発ニ移管セラル、際ハ、単ニ現契約ニヨル電力料金ニ止マラズ、本発電所ノ性能ニ依リ一般の料金率ニ準拠シ該発電所ノ価値ヲ決定セラレタシ(富山県)

(二) 目下工事施行中ノ有峰貯水池式発電事業ハ当然移管セラル、モノト信ズルモ、尚目下建設準備工事施行中ノ黒部川水系黒蘆、柳又発電事業ヲモ移管セラレタシ(富山県)

(三) 県営発電事業ニ依リ県内発生電力ハ優先的ニ県内ニ供給セラレタシ(富山県)

(四) 有峰貯水池式発電事業完成後ハ下流既設各発電所ノ性能ハ相当向上スルヲ以テ、右各発電所価値ヲ決定ノ際ハ其ノ点ヲ充分考慮セラレタシ(富山県)

この史料によれば、富山県は①愛本発電所の「価値」の算定に際し、低廉に設定された既存の電力料金だけでなく、当該発電所の性能を考慮した「一般的料金率」を基準にすること、②建設工事中の発電事業も移管すること、③発生電力を県内に優先的に供給すること、④有峰貯水池式発電事業の完成を前提にして発電所の「価値」を算定すること、を通信当局に要望していた。

富山県と同様に「特殊事情」を訴えたのは、長野県（一件）、東京市（二件）、京都市（三件）、仙台市（一件）、神戸市（一件）、大阪市（一件）、高知県（二件）、金沢市（一件）、神奈川県（一件）、青森県（三件）、宮崎県（一件）、重複を除くと計一五件（富山県を加えると一九件）を数えた<sup>24</sup>。これらのすべてを紹介することはしないが、その内容からは富山県との共通点よりも相違点の方が浮き彫りになる。

第一に、富山県は、電気事業の日本発送電への譲渡を前提に、その「価値」を高く算定することを求めたのに対して、東京市や京都市、青森県は公営形態の継続を訴えた。たとえば、東京市は、小河内電源開発事業が市営の水道事業と「密接不可分ノ関係ニアル」ことを理由にあげて継続を求め、京都市は琵琶湖疎水を出資から除外すること、それと関連する「既定計画」の鴨川発電所建設を引き続き市営の下で進めることを要望した。

注目すべきは、「県営」の「存続」を訴えた青森県が、その理由として発送配電一貫経営の合理性を強調した点である。すなわち、青森県営電気事業の活動区域は、「東北地方ノ尖端ヲ画シ」、他の電気事業者の供給区域と「並行錯雑スル所」はなく、主要電気設備に「重複乱設」されたものもなく、過去七ヶ年の「整備工作」によって「統制」を完遂したと

する。そのうえで、青森県は「発送配電ノ一貫作業ヲ以テ経営能率大イニ昂リ、本事業ヲ通ジテ国力充実、県勢振興ニ貢献シ」ており、これを発送電と配電に「解体分離スル」ことは「不合理」といわざるをえないと主張したのである。

ここで、富山県と類似の要望をした関係公共団体が存在したことも目を向けておきたい。たとえば、仙台市が「仙塩開発総合計画」に必要な電力供給に「万全ノ措置」を講じることを求めたり、高知県が「既定計画」の水力開発に対し速やかに許可を与え、その「発生電力ヲ優先的ニ県へ供給」することを訴えたりしたのは、それに該当するだろう<sup>25</sup>。

関係公共団体ごとの電気事業の特性によって、電力国家管理（日発による接收）に対するスタンスと見解にも差異が生じたと考えられる。ここでは、富山県が譲渡価格に強い関心を示したことと建設工事中の諸設備などの譲渡を強く求めたことを記憶にとどめておきたい。

### 三 配電管理問題懇談会の開催

これまで検討してきた電気事業関係公共団体の要望に対する通信省・電気庁の見解は、一九四〇年一月二日に開催された配電管理問題懇談会で伝えられた。これは、先述の打合会で言及された会合であり、「秘配電管理問題懇談会摘録」（「摘録」）によれば、内務省第一会議室で一三時から一八時まで五時間にわたって開催された。座長は内務省の留岡幸男地方局長が務め、目的は「配電及発電事業ノ統制並ニ設備ノ出資等ニ関スル懇談」と設定された<sup>26</sup>。政策当局側の出席者は第1表に、関係公共団体側のそれは第2表に示しておく。

第1表 政策当局側の配電管理問題懇談会出席者

省 庁	氏 名	ポスト
通信省	山田龍雄	次官
電気庁	田村謙治郎 田倉八郎 森秀 古池信三 加藤鎌二 小野又蔵	長官 第一部長 第二部長 第一部監督課長 第一部技術課長 第一調査課長
内務省	狭間茂 留岡幸男 小林千秋 三好重夫 萩田保 横山照夫 古井喜実 菊地武夫 古山丈夫 田中省吾 近藤欣一 安岡九十九	次官 地方局長 地方局監督課長 地方局財政課長 事務官 地方局監督課 文書課長 事務官 警保局事務官 土木局道路課長 事務官 事務官
内 閣	宇都宮孝平 石川武平 加藤研次	東北局長 書記官 属

資料) 配電統制調査掛「秘配電管理問題懇談会摘録」1941年1月、1-2頁より作成。

議事次第は、①狭間茂内務次官の挨拶、②山田龍雄通信次官の挨拶、③電気庁の田倉八郎第一部長による「配電統制案大綱」の説明、④内務省地方局監督課の横山照夫による「配電統制ニ関スル公共団体ノ要望事項」の朗読、および⑤「懇談」となっている。このうち⑤は、「(イ)根本方針ノ他一般的質疑応答及意見ノ開陳」と「(ロ)要望事項ノ分類ニ従ッテ関連事項ヲモ併セ前同様」から成っており、後者によって前節で取り上げた関係公共団体の要望のうち各団体の「特殊事情」に対する通信当局の見解を知る手がかりを得ることができる。

(二) 山田龍雄通信次官の挨拶

通信省の山田龍雄次官はまず、一九四〇年九月二七日の閣議決定「電

力国策要綱」に基づいて実施された日本発送電を《柱》とする発送電事業の国家管理につき、「方向ハ誤リハ無イガ、其ノ運営ニ於テ不備ナルガ為メニ電力問題ガ不徹底ニナル」という現状認識を示したうえで、配電事業も従来の体制を維持することは「不適當」という結論に達したと述べた。

次いで、「配電統制案大綱」に関して、通信省は「慎重ナル態度」をもって「各方面トノ連絡ヲ密ニシテ」進めたいとしつつ、その実施にあたって「多少摩擦」が生じることは認める。それゆえ、「最終案」を決定する際には、「公共団体ノ皆様ノ腹藏ナキ御意見ヲ承リ、細カナ点ニモ実情ニ即シタ案」を策定し、国家をあげて実行しなければならぬと訴えた<sup>27)</sup>。そして、左記のとおりこの懇談会に期待を寄せたのである。

史料<sup>28)</sup>

最近ニ於キマシテ、案ガ国策トシテ決定セラレタ以後、関係公共団体ノ御態度ヲ見ルニ、幸ニモ国策トシテ決定シタ事タカラ協力ヲ惜マヌト云フ御氣持ガ現ハレテ、非常ニ感謝シ愉快ニ考ヘテイル次第デアリマス。故ニ本懇談モ慎重サト親切味ヲ以テ円滑ニ妥結ヲ期シタイ、之レハ私ノ足ラザルヲ憂イテイルガ、皆様ノ心カラノ御協力ト御理解ヲ望ンデ已マザル所デアリマス。

この史料からは、電気事業関係公共団体の協力的な姿勢に「感謝」の意を表したうえで、当該懇談会にも同様の協力と理解を求めたことがわかる。しかし、管見の限り、配電統制に前向きな意見を述べた関係公共団体は確認できない。だからこそ、山田次官はあえて冒頭の挨拶の中で

第2表 電気事業関係公共団体側の配電管理問題懇談会出席者

都道府県	氏名	ポスト	備考
神奈川県	横山喬 鈴木正一	土木部長 地方／警察技師	知事代理
兵庫県	坂千秋 佐伯英夫	知事 電気技師	
青森県	上田誠一 齋藤継一郎 高橋文雄	知事 電気局長 庶務課長	
宮城県	多湖実夫	総務部長	知事代理
長野県	鈴木登 杉山宗次郎	知事 土木部長	
富山県	矢野兼三 小早川貞登 長井要蔵	知事 電気局長 技師長	
山口県	武井群嗣 大久保佳吉 信田新一	知事 電気局長 業務課長	
高知県	小山知一 光田信 半田磯吉	知事 電気局長 企画課長	
宮崎県	長谷川透 松本清明	知事 電気部経理課長	
東京市	豊田豊吉 植木寿雄 岸本千秋 千原要 藤本勝満露 武富巳一郎	助役 電気局長 電灯部長 営業課長 文書掛長 配電統制調査掛長	市長代理
京都市	加賀谷朝蔵 祝島男 夏秋義太郎 西田利八 西村勇治郎	市長 電気局長 財務部長 営業課長 庶務課長	
大阪市	中井光次 木津谷栄三郎 藤田友次郎 秋本保一 川内植蔵	助役 電気局長 秘書課長 財務部長 電灯部長	市長代理
神戸市	八木林作 杉野繁 桐村早太郎	助役 電気局長 給電部長	市長代理
仙台市	渋谷徳三郎 桑原政次郎	市長 電気水道事業部長	
静岡市	稲森誠次 中川銀三郎 鈴木守	市長 電気部長 総務課長	
金沢市	沢野外茂次 広瀬先一	市長 電気水道局長	
酒田市	武田庄太郎 楠瀬亘	助役 電気部長	市長代理
都城市	財部実秀 松山徳二 永井堅二	市長 電気部主事 電気部主事	
伊香保町	岸権三郎	町長	
宮城県南那珂郡十六ヶ町 村組合代表	藪田友咲	主任技術者	
神奈川県相模川河川統制 事業建設事務所代表	小笹近 氏谷文彌	電気課長	

資料) 配電統制調査掛「秘配電管理問題懇談会摘録」1941年1月、2-3頁より作成。

言及したのかもしれない。

(二) 田倉八郎電気庁第一部長の説明

電気庁の田倉八郎第一部長はまず、「配電管理ノ目的」として「高度国防国家建設」に必要な電力を十分に供給するために「電気ノ需給関係ヲ計画化スル」ことをあげ、「ブロック制ノ特殊会社」の設立<sup>29</sup>がその実現にもっとも適切な方法である点を強調した。次いで、この「特殊会社」を

通じて、「天与ノ水力ヲ極度ニ合理化シ一滴ノ水、一『キロワット』ノ電気」も無駄にすることなく、「国家目的」の遂行のため有効に使用しなければならぬと訴えた。

続けて田倉部長は、配電会社の規模は大きいほど望ましいとしながらも、「人間ノ能力デ振廻シ得ナイ様デハ困ル」ので、東京電灯を「標準」にして全国を八つのブロックに分ける法案について関係省庁と協議していると述べた。ここでのいう法案は、「配電管理法案、配電株式会社法案、

電気施設法案」の三法案と「電力管理ニ伴フ社債処理ニ関スル法律中改正案」、「日本発送電株式会社法中改正案」を指す。そして、これらの内容を簡潔に説明した後、「県、市、村営ト雖モ例外ヲ認メナイ」と釘を刺しつつ、左にかかげる「公営ニ付テ特ニ考ヘテ居ル事項」を列挙した。<sup>(30)</sup>

### 史料3<sup>(31)</sup>

(一) 公債ハ実情ニ依リ継承セシムルモヨク、残シテ置イテモヨイ、新シイ会社ノ当局ト県、市等ノ間ニ御協議ヲ願ヒ度イ、御協議ガ調ハナイトキハ裁定スル

(二) 兼営事業ハ密接ナ関係ヲ有シ継承差支ナキモノハ一括出資スルコトガ出来ル、然シ大ナル残存ノ電鉄ノ如キハ残ス考ヘデア

(三) 公営モ評価ハ一般ニ準ズル、料金モ低イガ又他面税金ヲ払ツテキナイカラ其等ト睨ミ合セテ適當ニ考ヘネバナラスト思フ

(四) 未収、未払ハ継承スル方針デア

(五) 電力費振替ノ決定ハ残存ノ負荷ノ実情ニ応ジテ考ヘ、関連費ハ会計規定ノ趣旨ニ依リ考ヘル

(六) 従業員ハ一般原則トシテハ重役ヲ除キ全部継承スル方針デア、収入モ減ゼシメナイ、然シ細カイコトハ新会社ト直接交渉ヲ願フコト、シタイ

(七) 一般会計其ノ他ニ及ボス影響トシテハ、繰入金ハ新会社カラ税ガ取レルカラ大体解消スルト思フ、租税公課以上ニ繰入レテ居ル分又ハ兼業ノ収支ヲ補填シテ居タ分ハ、配当ニ依リ適當ニ収支シ得ル考ヘデア

(八) 消却ヲ引テ現在価格ヨリ低クナル様ナコトハナイ、一般会計ヘノ

繰入ノ出来ナイ様ナモノモナイ、公債ノ利払ヲヤツテ今迄通りノ繰入ハ出来ルヨウデア、殆ド大部分ハ評価増ニナルノデハナイ  
カト思ハレル

この史料によれば、多くの電気事業関係公共団体が懸念していた公債の処理、兼営事業の取扱、資産評価の基準、従業員の継承、財政面への影響などにつき、政策当局が一定の配慮をみせたことがわかる。しかし、たとえば、公債の処理や従業員の所得は当事者間の協議・交渉に委ねており、その他の点についても「摘録」上は根拠のない回答にとどまっていた。したがって、通信当局のより詳細な見解は改めて検証しなければならない。

#### 四 電気事業関係公共団体の要望に対する通信当局の応答

本節では、第二節第二項で取り上げた電気事業関係公共団体の「要望事項」に対する通信省と電気庁の応答を検討する。その際、通信当局は、関係公共団体に共通する要望を一括りにしたうえで返答したため、以下の記述も個々の団体の要望とは直接的に対応していないことを予め断っておく。なお、すでに「配電管理の実施を前提とした公営電気事業の要望」でもその内容を紹介したが、通信当局の応答のみを記載した場合、逐一遡って対応させなければならないので、そうした煩雑さを取り除くために、重複を厭わず「要望事項」も併記することにした。

## (二) 日発体制への批判と配電事業の公営継続に対する反論

電気事業関係公共団体の要望のうち(A) 発送電部門の強化拡充に関する事項については、配電管理に直接関連しないという理由から詳しく紹介しなかった。しかし、通信当局はこの点に紙幅を割いて説明を加えている。

まず、山田龍雄通信次官の答弁から確認しよう。山田次官は日本発送電のパフォーマンスに相当の批判が向けられていることを認めつつも、自分は「失敗トハ思ハ」ないし、仮に発送電の国家管理を実施していなかったら、電力問題はより深刻化していたと述べる。その根拠は、「一般物価指数」が二八〇近いのに対し、電灯料金は七〇強、電力料金は六四にすぎない点に求められる。<sup>32)</sup> 言い換えれば、「豊富低廉ハ相対的ニハ成功シテ居ル」。したがって、発送電部門の「失敗」を理由にその「二ノ舞」にならないようにという関係公共団体の主張に対し、実態をよく「諒解」して「御協力ヲ特ニ御願」いしたいと、山田は訴えた。

次に、田村謙治郎電気庁長官の答弁に目を転じよう。田村長官は、① 送電部門と配電部門の重複の整理を通じた物資の節約と、② 効果的な電力消費規制という点から配電管理の必要性を強調するとともに、③ 日本発送電のパフォーマンスの悪化は相対的に低廉な電力供給によって生じた結果であると論じた。

さらに②については、「遺憾乍ラ配電会社カラ満足ナ協力ガ得ラレナイト云フ一事ヲ以テモ、国家意思ガ配電ノ末梢迄達セラレナイ」ために、国家管理の必要性が浮上してきたと経緯を説明した。また③に関しても、仮に日発が成立していなかったら、電力料金は引き上げられたはずであり、「電気料金ヲ値上スベキヲ値上セズニ発送電独リデカブツテキタトモ

言ヘル」と反論した。そのうえで、発送電部門の拡充に関しては、「残存水力ヲ統合シ設備強化ヲ計ル」ことを企図しており、それに向けた法律の整備をしなければならないと、田村は主張した。<sup>33)</sup>

注目したいのは、配電事業が「公益本位」ないし「公益優先」という《理念》に基づいて運営されるべきであるがゆえに、公営形態の維持にとどまらず、「一層ノ公営精神ヲ昂揚」させるべく、公営電気を「中核体」にすべての配電事業を「統合」・「包摂」することが望ましいという関係公共団体の要望に対する通信当局の見解である。

この点について、田村長官は「事業ノ本質ガ公営的性質ヲ帯ビテ居ル所ノ運営機関ヲシテ経営セシムル事ハ理論的ニ誠ニ結構ト思フ」と述べ、関係公共団体の要望に理解を示した後、「公営ノ意味ハ如何」と問う。すなわち、「公営体」の単位を市レベルに設定するか、県レベルに設定するか、いろいろ想定できる。しかし、現状の単位は「配電技術経済」などの点からみて、その範囲が狭すぎるといわざるをえない。

続けて田村は、東北地方では「各県ヲ統合セル特殊会社ガ監督指導シテ国家目的ヲ生カシテ」いくことを通じて、「公共的性質」をもつ事業運営を行っており、通信当局も同様の「特殊会社」を想定していると具体例をあげて自らの主張を補強した。そして、民間電気事業者の「公営化」は現実的に困難と思われるので、「別ノ法律ヲ以テ一色ノ同ジ性質ヲ持つ特殊会社ニ国家目的ヲ遂行サセルコトガヨロシイ」との見解を示した。<sup>34)</sup> ここで述べられた「別ノ法律」は後の「配電株式会社法」を指し、「特殊会社」はこの法律に基づいて設立される地域別の配電会社を指すと推察される。

(二) 配電統制を実施した場合の電気事業関係公共団体の要望に対する応答  
電気事業関係公共団体代表者の打合会で提起された要望に対しても、  
通信当局は配電管理問題懇談会の場で応答している。以下、要望ごとに  
その内容を検討していく。<sup>(35)</sup>

#### 設備の出資および評価

この点に関して、電気事業関係公共団体はまず、「利潤本位」に経営さ  
れている民間電気事業者の設備と所管省庁の監督下で「公益第一主義」  
に運営されている公営電気事業者のそれを別の基準で評価しよう求めた。  
しかし、通信当局は「公営、民営ニ依り規準ヲ変ヘル事ハ困難デア」り、  
「同一規準ナラバ、公営ニハ諸税ガナイ」から、その分だけ（利益を確保  
できるので）評価は「有利ニナル」と返答した。同じく、「利益還元」の  
みの評価方法の採用についても「無理ヲ要求」と拒否したうえで、建設  
費を加味した方が「公平妥当デア」り、仮に「利益還元」のみで評価し  
た場合には公営電気事業者の間でも「不公平ヲ来ス」と否定的な理由を  
並べた。

また、関係公共団体は、事業買収に際して「評価増資産」を「較差金」  
として別途勘定で会計処理したものと、各勘定科目に配分して処理した  
ものの両方を評価額に算入することを求めた。それに対して通信当局は、  
財政上に影響を及ぼさないよう「考慮」するとしつつも、「較差金」はい  
ずれも算入できないと拒否した。

他方で、通信当局は資産評価にあたり、内務次官と大蔵次官を評価委  
員として参加させるよう関係法令の中に規定するという要望に対しては  
「干与シテ費フツモリデア」と受容し、公債償還計画に支障を及ぼさな

いようにしてもらいたいとの要望にも「御希望ヲ尊重スル考デ居ル」と  
応じた。さらに、先述の資産の評価基準に関連して、建設費を加える場  
合、帳簿価格や経過年数だけでなく、その内容も評価してもらいたいと  
いう要望にも、「当然ノ御要求ト思フ」と尊重する意向を示した。<sup>(36)</sup>  
以上のように、通信当局は、資産の評価方法などに関する関係公共団  
体の要望を拒絶する一方で、評価プロセスや財政に関わる要望には一定  
の理解を示したのである。

#### 公租公課、需要者と公益事業・公共施設の利益確保

これらの点に関して、電気事業関係公共団体は、初めに地方財政を「涸  
渴」させないため、①新会社に対する地方税の課税権、②新会社に対す  
る道路占用料など公物使用料の賦課権、③既存の報償契約に基づく利益  
といった公租公課に関わる要望を出した。これに対し通信当局は、①と  
②を認める一方、③はその利益の「実情ヲ調査シ」、占用料に代替する  
「合理的ナモノハ認め」るものの、占用料と報償契約による利益を「二  
重」に確保することは認められないと答えた。

関係公共団体は、需要者の利益確保につき、料金引上げなどその負担  
増を招くことは「厳ニ之ヲ避クルコト」も強く訴えた。それに対し通信  
当局は、配電管理の目的の一つに全国的な需要の「均衡化」があるので、  
一定期間を経て以降に料金の引上げが合理性をもつ可能性を指摘しつづ  
さしあたり新会社の設立に際して値上げはしない方針であることを明言  
した。もう一つ、公益事業や公共施設に対する現行の特別料金の維持と  
いう要望は、「御意見ハ尊重スル」と引き取った。<sup>(37)</sup>

公租公課、需要者と公益事業・公共施設の利益確保に関わる要望につ

いて、通信当局は、相対的に関係公共団体の意見を受け容れたように思われる。それは、公益重視の点からみて、その要望を拒否することが難しかったからであろう。

新会社の設立、組織および運営方法と従業員との引継<sup>38</sup>

これらの点に関して、電気事業関係公共団体は、①資産評価委員会と設立委員会に公営電気事業者を参加させること、②配電事業は交通機関の運営など他の地方行政と「密接不可分ノ関係」をもつので、新会社の株式募集にあたっては関係公共団体にも応募の機会を開くとともに、その首長が新会社の経営とその監査に直接関与する「相当数ノ重役ヲ推薦」できるようにすること、③料金変更や電力制限といった重要事項の決定に関わる「諮問委員会」を設置し、関係公共団体の代表者をその委員として参加させること、といった複数の要望を出していた。いずれも新会社の設立と運営にあたり、意思決定への関与を求めた内容といえる。

そうした要望に対して、通信省は一つひとつ答えていく。①について、公営電気事業者は規模に大きな差があるため、「此ノ儘呑ミ込ム訳ニハ行キカネル」ものの、「相当大キナモノニハ当方カラ是非トモ御願イシタイ場合モアル」と述べた。②のうち資金調達に関しては、「御希望ニ応ズル」と前向きな姿勢をみせた。しかし、役員の推薦には、左記のとおり難色を示した。

史料 4

之ハ重大問題デアル、新会社組織ニ付イテハ現在各方面ノ要望ガアルガ、政府ヨリ重役其ノ他ヲ任命スル事ハ無理トスルモ、事業目的ヲ発

揮スル為ニハ中心人物ハ之ヲ政府ガ任命スル必要アリ、而シテソノ中心人物ニ重役及幹部ノ銓衡ヲ任セタイ考ヘデアルカラ御希望ニ応ジカネル、但シ公営体ヨリ事業運用ニ対シ何等カノ発言権ヲ持チタイトノ意見ニ付テハ研究中デアル

この史料によれば、通信当局は、配電統制の目的を達成するために、政府が新会社の「中心人物」を「任命」しなければならず、その「中心人物」に役員と幹部の人事を委ねるとの考えを示して、関係公共団体の直接的な関与（役員の推薦）を拒否した。そのうえで、関係公共団体が事業運営に「何等カノ発言権」をもつことに理解を示し、「研究中」と引き取ったのである。なお、③についても、「何カノ機関」の「設置」を「研究シタイト思ッテ居ル」と明言を避けた。

要するに、新会社の経営に関して、通信当局は、資金調達への関与を除き、意思決定に関わる関係公共団体の要望をほぼ退けたといえる。政府の推進する「高度国防国家」の建設と各地域への配慮は、相容れないところも少なくなく、特定の地域に犠牲を強いる場面も予想されただろう。そのとき、「抵抗勢力」になりうる関係公共団体の代表者を新会社の意思決定に関与させることは、通信当局にとってリスク要因と認識された可能性は小さくないように思われる。

他方、従業員の処遇をめぐって、関係公共団体は④職員、傭員を含む全従業員の無条件での引継、⑤引き継いだ従業員の地位の維持、待遇の維持ないし民間企業レベルへの「是正」、⑥福利厚生施設から得ていた利益の維持、⑦勤務地の（可能なかぎりの）現状維持を求めた。

これらの要望に対する通信当局の応答は次のとおり。すなわち、④は

幹部の人数を多少考慮すれば「可」、⑥は現在の施設の具体的内容を聴取したうえで判断するとし、⑦も「御趣旨ヲ尊重スル」とそれぞれ前向きな応答をした。しかし、⑤は「地位待遇ニ付テハ他会社ノモノト睨ミ合セ充分考慮ス」としつつも、新会社には多くの民間電気事業者と公営電気事業者が参加するので、前職が課長あるいは部長であったからといって、新会社で同じポストに就任できるとは限らないと釘を刺した。ただ、そのすぐ後で「可成従前ノ地位ヲ考へ新会社ノ構成ヲ考へタ」とし、さらに「給料ノ如キモ漸次是正スル事ニシタ」と応じた。

以上から通信当局が、関係公共団体の反発を弱めるために（実際の措置はわからないもの）従業員の引継については可能な限り要望に応じる姿勢をみせたことを確認できよう。

交通事業、公営事業と一般公共施設

電気事業関係公共団体は、配電事業と設備を「共通的」に利用する交通事業につき、その分離にともない運賃の引上げといった事態を招くことのないよう、電力料金の「増嵩」を来さないこと、所要電力の確保と電力融通上の弾力性の保持をすること、配電事業と交通事業の分離後の「共用設備ノ借用」にあたり「適切ナル措置」を講じること、「共用設備」と「資産」の分離に際して「混乱」を来さないよう「適切ナル処置」を講じること、の四点を求めた。通信当局は、こうした要望にすべて「御趣旨ヲ尊重スル」と肯定的な返答をした。

次いで、配電事業の収入に財源を依存する公益事業と一般公共施設<sup>39</sup>は、その財源を失うことで使用料の値上げ、あるいは事業・施設の「廃棄」を余儀なくされる場合もあるので、出資の際の評価や配当に配慮し、か

つ電力料金の「増嵩」を防止することが求められた。通信当局は、前者についてすでに返答したとおりと述べ、後者に関しても「既ニ申上ゲタ通り御趣旨ヲ尊重スル」と応じるにとどまった<sup>40</sup>。重複する論点に説明を繰り返す必要ないと判断したのである。

周知のように、電力国家管理のねらいの一つは低廉豊富な電力供給にあり、通信当局の応答も、需要者である各種公益事業・施設に対して同様のスタンスで臨むことを明言したといえる。

最後に、「秘配電管理問題懇談会摘録」は、関係公共団体の「希望意見」のうち「各公営ノ特殊事業ニ付テハ個別ニ御相談シタシ」としか記録していないため、残念ながらその具体的な応答は富山県を含めて詳らかにならない<sup>41</sup>。

## 五 富山県の利害とその主張

(一) 電気事業特別委員会の設置——一九四〇年二月一日——<sup>42</sup>  
利用可能な史料からは、富山県が電力国家管理について本格的に審議したのは、一九四〇年二月一日開催の電気事業特別委員会（特別委）であったと推定できる。そのメンバーは第3表にかかげておいたので、適宜参照してもらいたい。

田村謙治郎電気庁長官は本委員会の冒頭、発送電管理の強化と配電管理の実施を「二大柱」とする「電力国策要綱」の閣議決定（一九四〇年九月二七日）を受けて、富山県営電気事業が蒙る影響を次のように説明した。

すなわち、富山県が発電事業の収益を使って治山治水事業を行うとと

第3表 電気事業特別委員会メンバー

氏名	ポスト
堀田勝文	委員
中川寛治	委員
砂土居次郎平	委員
飛見丈繁 (欠席)	委員
八尾菊次郎	委員
吉田清平	委員
綿貫佐民	委員
尾山三郎	委員
安井忠重	委員
矢野兼三	知事
小早川貞登	電気局長
北村英明	総務部長
細田徳壽	警察部長
奥田久七郎	経済部長
大島六七男	土木部長
石井謙治	電気局庶務課長
長井要蔵	電気課長
西岡利八	土木課長
増田盛雄	技師
野上健二	参事
羽柴健二	属
西田寅次郎	書記

資料)「電気事業特別委員会議録」1940年12月11日。

もに、現在、約一八〇〇万円を投じて有峰貯水池式発電事業を進め、低廉豊富な電力供給を通じた工場誘致など「工業立県ヲ果是トシテ居ル立場」が変更を余儀なくされることと、特別委は黒雜、柳又両発電所の建設に必要な水利権獲得問題の審議を目的に設置された過去の「電気事業特別委員会」とは「趣ヲ異ニシテ」いること、の二点である。そして、特別委には「政府方面」との「交渉ノ衝」に当たることを求めた。

田村長官の「挨拶」に続けて、富山県の小早川貞登電気局長が、別紙資料として配布した「電力国策要綱」に関する電気庁の説明を委員会メンバーに伝えたくえで、県営電気事業が日本発送電に「接收」される際の「評価ノ方法」に解説を加えた。具体的には、評価額が「益金ヲ建設費テ除シタ収益率」と減価償却費を控除した建設費の「二本建」で算定されることと、建設中の設備は帳簿価格で譲渡すること、であった。

小早川局長は日本発送電への譲渡価格について、既設の発電所の場合、常願寺水系の各発電所の電力料金収入が二五〇〜二六〇万円、黒部川水

系のそれを合わせると「相当ノ金額」になるため、一般会計繰入分の八〇万円だけを「益金」と看做すべきではないと述べた。<sup>43)</sup>そして、常願寺水系の各発電所と愛本発電所が日発に接收される際に、前出の評価方法で算定すると約三〇〇万円になり、この金額に六分配当をしたときの一八〇万円と税収の見込額二〇万円を合わせた二〇〇万円では、元利金支払いの二一三万円に「繰入」の八〇万円を加えた約三〇〇万円に一〇〇万円近く足りないもので、譲渡価格は五〇〇〇万円にしてもらわなければならないと結論づけた。この場合の六分配当は三〇〇万円に達するからである。<sup>44)</sup>

小早川は、常願寺水系の各発電所と愛本発電所に言及した後、県会の意見を聞くことと県会終了後の「援助」を求めて発言を終えた。これ以降、特別委メンバーと県担当者間で意見が交わされた。

主要な争点の一つは、日本発送電への譲渡以外の選択肢があるのかという点であった。この点は、元陸軍中尉の砂土居次郎平委員が、小早川局長は日発に「全部絶体ニ接收サレネバナラヌ」と説明したが、接收されずに済む方法はないのかと質問したことで口火が切られた。これに対し、長井要蔵技師長は、発電と送電を「同一」にするためには「全部接收」しか選択肢はないと答えた。

しかし、合理的な運営形態であればよいのだから、「統制セズシテ適スル案」もあるのではないかと八尾菊次郎委員の問いに対して、長井は「委託管理」という方式も考えられると否定しなかった。これを受けて八尾委員は、「全部接收」のケースと「委託運転」のケースの双方を研究する必要性を訴え、小早川局長もこの意見を「確カニソウ云フコトデアル」と肯定した。ただ、残念ながら資料上の制約により「委託管理」

や「委託運転」の具体的な内容は詳らかにならない。

二つ目の主たる争点は、有峰貯水池式発電事業の扱いであった。<sup>(46)</sup> 綿貫佐民委員が、日本発送電は「有峰ノ様ナ厄介ナモノハ切放ツト云フコトハ虫ノ良イコトデアルト思フ」と述べたのに対し、小早川局長は一応同意しつつ、当該事業を帳簿価格で譲渡する予定としたうえで次のように論じた。すなわち、当該事業の「電気ノ性質ハ良イ」ので、将来的には有望だが、日発は工事の進捗状況を懸念し「有峰ハ県デヤツタ方ガ得策」との立場であると説明した。しかし、綿貫委員はあくまでも「ドウシテモ有峰ハ接収シテ戴キタイ」と自説を曲げず、田村長官の「(有峰も)接収サレルコト、ナル」という返答で漸く矛を収めたのである。

とはいえ、日本発送電による有峰貯水池式発電事業の継承は既定路線だったわけではない。日発の渡邊甲北陸水力建設事務所長は一九四〇年一月三十一日、同社の田口小原発電所建設所長と堀田土木技師を帯同し、小早川電気局長とともに有峰工事の現状視察を実施した。渡邊所長は翌一月一日、日発本社の指令を受けた調査ではないと「断言」したうえで、各工事現場の設備は「頗る整備されて」おり、堰堤工事や骨材採取の施設も「完全」と評価しつつも、セメントの配給が滞りがちであるため工事が予定どおりに進捗していない点を問題視した。そして渡邊は、有峰工事の完成年度の延長に理解を示しながら、日発が引き継いだとしても「現下の資材関係では工事を早めることは困難」との見解を示した。<sup>(48)</sup> 現場を知る日発の管理職は、必ずしも有峰工事の継承に前向きではなかったといえよう。

ところで、富山県公文書館所蔵の『県営電気事業関係綴』には、電気事業特別委員会に関連した史料は一九四〇年一月一日付の一点のみ

であり、現時点ではこれ以降も引き続き会合が開かれたのかは判然としない。

次項では舞台を県政審議会に移して、富山県営電気事業と電力国家管理に関わる議論を追跡していく。

## (二) 県政審議会における議論——一九四二年——

ここでは、配電統制に対する富山県の見解を明らかにするため、県知事の出した内務省地方局長宛の陳情を紹介したうえで、県政審議会における議論を検証する。

富山県知事・矢野兼三<sup>(49)</sup>の陳情とその論理

一九四〇年一月五日、富山県の矢野兼三知事は内務省の留岡幸男地方局長宛に「電第五〇八号」電気事業ノ統制ニ関スル件」を發した。そこには、同年一月二二日、留岡地方局長が「地発乙第三三三三号」をもって照会した事項に対する回答が記されている。

それは、発送電および配電事業の「管理統制」にあたって、現在賦課している税額に影響を与えないことに加え、配電統制にともない「大区域配電圏」となった場合に「国土計画」に支障を来したり、電力料金率が高くなつて「県下産業ノ振興ヲ阻害」したりすることのないよう、左記の五点につき「配慮」を求めていた。

## 史料5<sup>(51)</sup>

一、電力国家管理ニ依リ既設発電事業ヲ日発ニ移管セラル、場合ハ、現在電力料金トシテ收入セル金額ヨリ維持運転費等ヲ控除シタル

金額ノ確保ニ就キ考慮セラレ度キコト

尚黒部川水系愛本発電所ノ電力ハ特殊工場、県内誘致ノタメ、特ニ低廉ナル料金率ニテ供給シツ、アルヲ以テ、之ヲ日発ニ移管セラル、際ハ単ニ現契約ニ依ル電力料金ニ止マラス、本発電所ノ性能ニ依リ一般的料金率ニ準拠シ該発電所ノ価値ヲ決定セラレ度キコト

二、右既設発電事業移管ノ場合ハ、目下工事施行中ノ有峰貯水池式発電事業ハ当然移管セラル、モノト信ズルモ、尚目下建設準備工事施行中ノ黒部川水系黒薙、柳又発電事業ヲモ移管セラレ度キコト

三、本県営発電事業ハ其ノ発生電力ヲ県内ニ供給シ、工場ヲ誘致シ、以テ県下ノ産業発展ヲ促進センコトヲ一大目的トシテ、県民多年努力シ来リタル点ヲ深く認識セラレ、本事業移管後ト雖モ其ノ発生電力ハ優先的ニ県内ニ供給セラレ度キコト

四、目下工事施行中ニ係ル有峰貯水池式発電事業完成後ハ、下流既設各発電所ノ性能ハ相当向上スルヲ以テ、右各発電所価値ヲ決定ノ際ハ其ノ点ヲ充分考慮セラレ度キコト

五、従業員ハ事業移管ニ伴ヒ全部ヲ当然引継セラル、モノト思考スルモ、公共事業ニ従事セル者ト民間事業ニ従事セルモノトハ其ノ待遇ニ多大ノ懸隔アリ、此ノ点充分是正セラル、様考慮セラレ度キコト

この史料からは、矢野知事が、公益性の視点から設定した低廉な料金や保有設備の価値の高さを譲渡価額に反映させること（一、四）、工事中の設備の譲渡（二）、県内産業への優先的な電力供給（三）、そして従業

員の雇用維持と待遇改善（四）を改めて訴えたことを読み取れよう。

県政審議会の開催と出席者

利用可能な史料から確認できた範囲内であれば、富山県の県政審議会は一九四一年三月二〇日、八月二三日、十一月二日および同月二〇日の四回にわたって、配電統制にともなう今後の県営電気事業のあり方を審議した。出席者は第4表に掲げたとおりである。

この表からは、知事が休職した矢野兼三から町村金五<sup>52</sup>に交替している点、県会議員については電気事業特別委員の出席率が相対的に高い点、県の幹部職員では総務部長、土木部長および電気局長が《皆勤》である点、後述の審議過程で積極的に発言する長井要蔵技師長がすべての会合に出席した点を確認できる。この中で前出の長井技師長は一九一六年に京都帝国大学電気工学科を卒業後、二〇年代は電気機械製造業の原安商会の技術課に勤務し、三〇年代に富山県電氣局に転じたとされる<sup>53</sup>。

以下で、四回の県政審議会における彼らの主張に注目しながら富山県の利害を浮き彫りにしたい。

三月二〇日の県政審議会

この会合では、町村金五知事が「先般上京ノ上、電氣庁ト打合ノ結果ヲ簡單ニ報告」したのに続いて、小早川貞登電氣局長が「電力国家管理強化ニ関スル経過概要」を朗読し、左記の点につき補足説明をした。

①県営電気事業の日本発送電への譲渡価格については、「決定的」ではないものの、「之レ以下低イコトハナイト云フ価格」を設定したこ

第4表 県政審議会のメンバーとその出席状況

氏名	役職	3月20日	8月23日	11月12日	11月30日	備考
町村金五	知事	○	○	○	○	
野上資良	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
安井忠重	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
藤井弥市	県会議員	○				
八尾菊次郎	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
小松武五郎	県会議員	○	○			
森丘正唯	県会議員	○	○			
田原常次郎	県会議員	○	○			
米澤元健	県会議員	○	○			
五十嵐為三郎	県会議員	○				
池内	県会議員	○	○			
堀田勝文	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
老田伊三郎	県会議員	○	○			
綿貫佐民	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
砂土居次郎平	県会議員	○	○			
蓑島宗平	県会議員	○	○			
滋野哲太郎	県会議員	○	○			
谷村金四郎	県会議員	○	○			
尾山三郎	県会議員	○	○	○		電気事業特別委員
澤田佐一郎	県会議員	○	○			
飛見丈繁	県会議員	○	○	×		電気事業特別委員
今井兼吉	県会議員	○	○			
吉田清平	県会議員		○	×		電気事業特別委員
境久作	県会議員		○			
橋爪	県会議員		○			
神禁	県会議員		○			
大島三佐雄	県会議員		○			
中川寛治	県会議員		○	○		電気事業特別委員
片折十次郎	県会議員		○			
北村英明	総務部長	○	○	○	○	
吉田	業務部長	○				
盛本	警察部長	○	○			
奥田久七郎	経済部長	○				
上田	土木部長	○	○			
小早川貞登	電気局長	○	○	○	○	
長井要蔵	電気課長(技師長)	○	○	○	○	
西岡利八	土木課長(技師長)	○				
石井謙治	電気局庶務課長	○	○	○		
原田	総務部庶務課長		○	○	○	
野上巖	参事	○	○	○		
増田盛雄	技師		○	○	○	
山田	参事	○		○		
若林	属	○	○	○	○	
羽柴健二	属		○	○	○	
西田寅次郎	書記	○	○	○	○	

注) 11月30日は、1名を除く県会議員全員が出席したが、その1名の氏名は解読不能である。

資料)「県政審議会々議録」1941年3月20日、8月23日、11月12日、11月30日、富山県編(1983)363頁より作成。

② 県営鉄道事業については、「陸上交通統制問題」との関係もあるため、政府の方針は判然としないが、日発に「接收」してもらい、その価格は建設費に基づいて算定すること。

③ 「有峰森林」は日発に引き継いでもらい、その価格は買収時と同じ金額にすること。なお、工事の必要な貯水池などを同時に引き継いでもらう場合の価格は、貯水池用地の買収金額を参考にすると一七、八万円になること。<sup>54)</sup>

ここで長井要蔵技師長から「電気庁案」に示された買収（譲渡）価格の三三〇〇万円とその内訳に関して、「既設発電所営業一覽図」に基づく「詳細説明」がなされた。<sup>55)</sup> この説明を受けて、小早川電気局長は発言を続ける。

④ 黒薙、柳又両発電所は、本格的な工事に着手していないので報告に含めないが、すでに三〇万円を投じており、「大ナル努力」によって水利権を獲得したので日発への譲渡を希望していること。<sup>56)</sup>

県政審議会は、以上の報告と説明に対して県議が質問し、それに県担当者が応答するという形で進められた。

とくに争点となったのは、有峰貯水池式発電事業の扱いであった。この点に関しては、八尾菊次郎県議（電気事業特別委員）が、工事の進捗状況と資材入手の現状につき質問したのに対して、小早川局長は、鉄材は「統制」前に手配しており、その他の資材も工事の進捗が遅れているので不足していないこと、堰堤用鉄材の量は少ないとはいえ、その所要量はセメントの配給に規定されること、大体昨年と同量を確保できる前提で人員を配置していることを説明した。

しかし、八尾県議は「資材ノナイトキハ勞力が遊ンデ居ルト思フ、ソ

レデ幾分心構ヒニ弛緩シテ居ルト思フガ、機構ヲ変ヘテ見タラ如何」と提案したうえで、一九四〇年度に「一千数百万円」もの資金を投じるのだから「一層努力ヲ願ヒタイ」と述べた。この発言を受けて、西岡利八土木課長は、昨年どおりの工程で進めたいが、気候の関係から工事は一〇月末までしかできないため、資材の入手はお盆までに終えなければならぬと説明し、小早川局長は、自分たちも「責任」をもって工事を進めるけれど、「皆様カラハ側面ノ御援助ヲ願ヒタイ」と協力を求めた。<sup>57)</sup>

こうした要請に対し、八尾県議は「ソレハ当局ヘ一任デス」、吉田清平県議は「必要ニ応ジテ御取計ヲ願ヒタイ」、電気事業特別委員を兼務する安井忠重県議は「当局ヘ一任スルコトニ致シタイ」といった具合に腰の引けた発言を繰り返すのみで、自ら事態を打開する意思を見せることはなかった。そうした発言に小早川局長も結局、電気事業特別委員と相談してみると返答する以外になかったのである。<sup>58)</sup>

正確な日時は不明なもの、一九四二年三月二七日付『北日本新聞』は、小早川局長、長井技師長、堀田勝文・富山県会議長、八尾、安井両県議が上京し、日本発送電の池尾芳蔵総裁と会見した記事載せている。その記事によれば、堀田議長が有峰工事の迅速な引継を求めたのに対し、池尾総裁は「それはよく知っています、ですが何事もなる様にしかならぬものです、評価問題でも不当に高くても低くても駄目なので落ちつくところに落ちつくものです」と明確な返答を避けたという。<sup>59)</sup> ここからは池尾が有峰工事の継承に消極的だった様子が伝わってこよう。

他方で、田村謙治郎電気庁長官は県財政への影響に配慮を示しつつ、「有峰は一日も早く出来得れば既設発電所よりも早く引継ぐ方針です」と明言した。<sup>60)</sup> 田村長官は早期に富山県営電気事業を日発に接收させることを

重視していたと考えられる。

さて、この県政審議会では、有峰工事以外に県営電気事業の資産評価や従業員の待遇なども議論の俎上にあがったが、少なくとも「議事録」には発言がほとんど残されていない。資産評価（譲渡価格）に関しては、後の県政審議会でも取り上げられるので、そこで改めて検討を加えることにしたい。

八月二三日の県政審議会

この会合では、町村金五知事が開会の挨拶をした後、小早川貞登電気局長が、地方公共団体の財政に関わる事項を所管する内務省地方局財政課長から富山県総務部長に宛てて、県営電気事業の設備などを日本発送電に出資するにあたっての要望を取りまとめ、近いうちに担当者を連れて「出頭」するよう通牒があったことを報告した。そして、小早川は、この通牒に対する「回答」について配布資料を使いながら次のように説明をした。

すなわち、富山県所有の発電設備に関しては、日本発送電株式会社法第九条<sup>(62)</sup>に基づく評価をした場合、県の「期待スル評価額ト相当ノ開キガアル」ので、多くの「特種事情」を認めてもらうとともに、「具合イノ悪イ所」が見つければ改めて陳情したい。

さらに小早川局長は、「富山県発電事業出資二関スル要望事項」を用いて、①既設発電事業、②県営鉄道事業、③有峰貯水池式発電事業、④黒薙、柳又および祖母谷発電工事に関する要望に説明を加えた。このうち④については、ぜひ遂行したいと考えるが、電力統制が強化される中で「従来ノ考へ方トハ全然異ツテキタ」ため、実際に投じた金額だけを計上

するにとどめた点と、これらの発電所の発生電力を県内で「消化」しなければ、「確実ナ需用先」が見つからなければ困難である点を補足した。そして、県議に質問を促したのである。<sup>(63)</sup>

この日も、主な焦点は有峰貯水池式発電事業に当てられた。まず日本電力の社員という経歴をもつ綿貫佐民県議が、当該事業は県内の他の電気事業と連系して運営すれば「簡単ニ行ク」が、分離した場合、換言すると、有峰工事だけが県に残った場合はコストが高むため、日本発送電に「当然引取ツテ貰フ」ことを「要望事項」に明記したらどうかと提案した。日発と電気庁がこの時期、有峰工事の引継に関して「未だに決定的回答」を与えていなかったからであろう。これに対して長井要蔵技師長は、現時点で有峰工事は接収されないことになっているため、新たに「買取申請書」を提出する必要があると応じた。

綿貫は「御説明デ判リマシタ」と一旦は納得したものの、有峰工事は落成後に譲渡するので、その点につき日発と契約を結ばなければならぬという長井の説明を受け、再度「有峰ヲ引取ツテ貰フコトヲモット強調シテハ如何」と訴えた。<sup>(64)</sup> 県議は、工事中の「有峰」だけが県に残ることを強く懸念したといえる。

なぜ有峰貯水池式発電事業の接収が争点になったのか。それは、県営電気事業の評価額に大きな影響を及ぼすからであろう。しかし、小早川電気局長は、日本発送電の池尾芳蔵総裁からは「有峰ヲ取ルトモ何トモ聞カナカッタ」と述べたり、類似のケースである「北海道ノ兩龍電力」の現状に関する質問にも「今ノ所何ニモ様子ハ知ルコトハ出来マセン」と答えたりして詳細を説明せずに、「皆様ノ御意見ハ良ク判リマシタ、之レニ依ツテ善処シマス」と応じるにとどめたのである。<sup>(65)</sup>

結局、県営電気事業は「成績」がよく、また池尾総裁も「其ノ事情ハ良ク判ツテ居ルカラ宜シイト思フ」という小早川局長の発言に対し、森丘正唯、安井忠重および綿貫の三名の県議が「之レデ結構デス」と引き下がったことで、この日の会合はほぼ幕を閉じた。<sup>67)</sup>

一月一二日の県政審議会

前回から三ヶ月近くの時を経た一月一二日開催の県政審議会の冒頭で、町村金五知事は、日本発送電による県営電気事業接収問題の経過報告という「参集」の目的を語った。その内容として町村はまず、電気庁および内務省との会談の結果、「実収益」の評価に「開キ」がみられたが、電気庁は「法規」で定めた方法に基づく評価なので「致方ナイ」との立場であり、「何カ良イ案」を内務省と「協議」中であると報告した。

次いで町村知事は、県営電気事業の譲渡にともない六〇万円の赤字を見込んでいた県財政の補填につき説明を加えた。すなわち、その手段としては①水利使用料の値上げ、②「公納金」の利用、③寄付金の利用、④有峰山林の売却引上げといった方法が考えられる。しかし、①は他県にも影響を及ぼすから電気庁の賛同を得られない、②の「公納金」<sup>68)</sup>は、新たに法律を制定する必要があるため実現は容易でない、③は「不安定ナ方法」だから議論を重ねなければならない、そして④は時価よりも高額に設定するわけだが、「山林ノ価格評価ハ困難」といった具合にそれぞれ問題を抱える。

以上の事情を踏まえて町村知事は、通信省も早期解決を望んでおり、県としては特定的手段に「固執」しないので、県財政の赤字を補填できらば、内務省の斡旋に応じるし、県の要望を「充分ニ呑込シテ戴イ

タカラ、近イ内ニ解決スルモノト思フ」との展望を語った。<sup>70)</sup>

続いて長井要蔵技師長から各種資料に基づいて説明がなされた。「会議録」に詳しい発言は残されていないものの、その資料である「県収入減調書」、「出資設備評価価格（電気鉄道建設費ヲ除ク）」、「出資設備評価格（電気事業ノ分）」、「損益計算書」および「貸借対照表」はすべて「県営電気事業関係綴」に残されている。

これらの資料を解説したうえで長井は、県議の関心を集めていた有峰貯水池式発電事業の出資について、接収されない建設中の部分はこれまで支出した金額で譲渡したい旨を電気庁に伝えたことなどを報告し、配布資料の数字は「極秘ニ願ヒタイ」と念を押して一先ず発言を終えた。

これ以降、町村知事・長井技師長と県議の間で質疑応答が行われたのだが、その検討に先立ち、第5表（「県収入減調書」）を用いて、町村知事の説明にあつた六〇万円という県財政の赤字の根拠を確認しておきたい。

この表によれば、最初に県債償還額に一般会計繰越金を加えた金額（二九六万一四五六円）から総合減価償却金、水利使用料および県税収入見込額の合計値（三九万五二四一円）を差し引いた金額（二五六万六二一五円）が導き出されている（a）欄）。次に、電気鉄道建設費を除いた出資設備評価額（三二八万七三二九八円）<sup>71)</sup>に年六分の配当率を乗じると配当額一九七万二三九八円（b1）欄）が算出される。そして、この配当額から（a）欄の金額を差し引くと、右記の六〇万円に近い五九万三九一七円という差引収入希望不足額が出てくるわけである。<sup>72)</sup>

さらに第5表からは、電気庁調に基づく出資設備評価額を用いると、差引収入希望不足額が八五万円へと増加することがわかる。「県収入減調

第5表 県収入減調書

単位：円	
科目	金額
1940年度実収益	2,973,167
1940年度実収益（電気庁調）	2,690,000
県債償還額（金利共）	2,126,456
一般会計繰越金	835,000
計	2,961,456
総合減価償却金	236,393
水利使用料	108,848
県税収入見込額	50,000
計	395,241
差引（a）	2,566,215
出資設備評価額（電気鉄道を除く）	32,873,298
出資設備評価額（電気庁調）	28,600,000
配当額（b1）	1,972,398
配当額（b2）	1,716,000
差引収入希望不足額（a）－（b1）	593,817
差引収入希望不足額（a）－（b2）	850,215

注）「右593,817円／850,215円ノ収入減ノ補填ニ関シテハ適当ナル措置ヲ講ゼラレタキコト」との注記がなされている。  
資料）「密県収入減調書」より作成。

書」は、こうした不足額の補填について、「適当ナル措置ヲ講ゼラレタキコト」と注釈を付した。<sup>(7)</sup> その意味で、県にとって設備評価はきわめて重要な問題だったといえる。

さて、この日の県政審議会では、県営鉄道事業をめぐって次のやり取りがなされた。すなわち、「鉄道ノ見解ハドウデスカ」という綿貫佐民県議の質問に対し、長井技師長が南富山——千垣間の路線は地方鉄道として残し、千垣——栗巢野間の路線は有峰工事とともに日本発送電に譲渡したいと述べつつも、この点は既設発電所の接收問題の解決なしには進展しないと応じた。綿貫が重ねて県の立場を尋ねると、長井は「利益ガナイカラ鉄道ヲ除イタ方ガ高価ニ評価サル、コト、ナル」と鉄道事業を出資の対象から外す可能性に言及した。実際に、第6表の出資価格は「電

第6表 出資設備評価額（電気鉄道建設費を除外す）

科目	金額（円）／%
(1) 出資価格	
出資価格	32,873,298
第1号の金額	21,336,812
第2号の金額	44,409,785
(2) 内訳	
(イ) 第1号の金額	
出資設備建設費	27,747,997
同上減価償却累計	6,411,185
第1号の金額	21,336,812
(ロ) 第2号の金額	
過去10ヶ年における各事業年度の発電事業設備の平均建設費の合計額（(A)より(B)を控除）	209,805,557
(A) 発電設備全部に対する平均建設費累計	220,893,461
(B) 未働設備に対する平均建設費累計	11,087,904
過去10年間に於ける益金の合計額（(C)と(D)の和）	23,505,098
(C) 実績による益金の合計額	23,177,724
(D) 愛本電力料増加見込額	327,374
益金の年平均割合	11.2
出資設備建設費に益金割合を乗じたる金額	31,086,850
右金額を年七分の利率を以て還元したる金額	44,409,785

資料）「出資設備評価価格」より作成。

気鉄道建設費ヲ除ク」とされており、第5表の鉄道事業を含めた（電気庁調の）出資価格はデイスカウントされていた。

この後、鉄道事業を分離するのとかという八尾菊次郎県議からの質問に、長井技師長が有峰貯水池式発電事業の譲渡問題が解決しなければわかないと答え、小早川貞登電気局長は、日本発送電が既設発電所を接收するならば、「有峰」も必要になるから譲渡することになると述べた。ま

た、讓渡価格を尋ねる八尾県議に対し、小早川は「内容ヲ細部ニ依ツテ調べルト大体県ノ様ナモノニナル」と応じた。八尾はその場合、前述した六〇万円の「不足額」をどのように「補填調整」するのかとさらに質問を重ねたが、「水利使用料増税一点張りデアル」という町村知事の発言を最後に「会議録」上のやり取りは収束している。<sup>74</sup>

複数の選択肢が示された「差引収入希望不足額」の補填手段に関して、県当局からこの時点で確定的な回答は与えられなかったといえよう。

#### 一月二〇日の県政審議会

この日の県政審議会は午後三時一〇分に始まった。

町村金五知事は初めに、日本発送電による県営電気事業の接収につき次のとおり報告をした。すなわち、内務省・電気庁と三回にわたる「協議会」を開き、「拮据経営シテキタ事業ヲ接収サレル」わけだから「慎重」に話し合い、その中で日発法第九条の規定に関わる報告とともに、これまでの県政審議会における議論の内容を説明した。

さらに後者に関しては、県営電気事業の讓渡にともなう県の収入減に対し、①水利使用料の値上げと②有峰山林の売却価格の引上げという手段を検討していると報告したこと、しかし、①は逓信省が他の電気事業関係公共団体への波及を懸念し、②は電気庁長官と内務省地方局長の交替<sup>75</sup>もあつて結論に達しなかったと述べた。

続けて長井要蔵技師長が、前回の会合で配布された各種資料を用いながら、電力設備の評価額は日発法第九条に基づいて「厳密」に算出されていること、右記の「協議会」において有峰貯水池式発電事業は工事完成時点での接収を確認したこと、当該事業の評価を目的に現地調査を行っ

たことを報告した。<sup>76</sup>

こうした説明および報告に対し、八尾菊次郎県議は、日本発送電の配当を近いうちに六分から四分に引き下げるといふ話の真偽を問ひ質し、「日発ノ成績モ良イノデ六分ヲ持續スルコト、思フ、昨年ト本年ハ異ツテ成績ハ良クナツテ居ル」という長井技師長の応答にも、県営を継続した方が業績はよくなるし、日発への讓渡は「段々ト悪クナル様ナ」判断と否定的な見方を崩さなかった。「会議録」にはこれ以降の八尾の発言が残されていないため、このやり取りの着地点は明らかにならない。

結局、この日の会合は、尾山三郎県議が「県会トシテハ之レデ満足シテ居ルトシタ方ガ良イカ、何カモット強ク主張シタラ良イカ」と質問したのに対し、小早川貞登電気局長が「細部ノ方ハ良イガ、県財政上ニ支障アル点ヲ強調シテ費ツタラ良イカト思フ」と応じたところで、「会議録」上の幕を閉じている。散会は午後四時であり、五〇分を費やした会合であつた。<sup>77</sup>

以上の審議過程から富山県（電気局）が、逓信当局と内務省に対する県議の働きかけを期待したことを読みとれる。そして、実際に県会はその期待に応えるべく、電気事業の県営継続に向けて行動を起こすのである。

#### (三) 県営電気事業の讓渡と日本発送電への要望

県政審議会の場で、小早川貞登電気局長から政策当局への働きかけを求められた県議（県会）は、県営電気事業を日本発送電に讓渡するにあたり、どのような要望を出したのか。

ここで目を向けたのは、一九四一年二月一〇日付『北日本新聞』

が、県営電気事業の出資について、「当分留保の形をもって推移するものと見られている」と報じたことである。その理由としては、前述したとおり、出資後の財源確保の問題が未解決であったこと、電気庁が県当局との交渉に内務省を介在させたことで遅延を招いたことがあげられた。そして、電気庁が「消極的保留方針」をとった場合、富山県の「出方」が「頗る注目」されると報じた<sup>76)</sup>。日本発送電による県営電気事業の接収問題に関して、県当局は自らの主張を出資の条件に反映させる可能性をもっていたといえよう。

その点は、富山県会議長の堀田勝文の名前で一九四一年一月一日に東条英機内務大臣、寺島健通信大臣、および賀屋興宣大蔵大臣宛に提出された「県営電気事業日本発送電株式会社へ接収ニ関スル意見書」によって明らかになる<sup>77)</sup>。

この「意見書」は、「時局下強力ナル電力国策遂行上喫緊ノ御措置」と信じて「接収」自体には「賛意」を示しつつ、次の主張を展開する。すなわち、富山県の県営電気事業は「低廉豊富ナ電力」の供給を通じて「県内産業ノ振興発達ヲ図ル」と同時に、「事業収益ニ依ル恒久的財源」を用いて、河川の氾濫など災害により逼迫していた県財政の再建に寄与し、さらに「治水ノ根本策ヲ確立シテ災害防除」の施策を講じることにも貢献してきた。

右記のように県営電気事業は「挙県一致多大ノ苦心努力ヲ払」うことで、「今や極メテ優秀ナル成績ヲ挙ゲ、猶将来大ナル期待ヲ有スルモノ」である。県会は当該事業の実績と将来性を強調したうえで、左記の要望を出した。

## 史料6

然ルニ日本発送電株式会社法第九条ニ依リ評価セラレ候場合、其ノ評価額ヲ以テシテハ本県現在並将来ノ財政上ニ多大ノ欠陥ヲ生ジ、直ニ県・政・ノ・安・固・ヲ・阻・害・ス・ル・ノ・ミ・ナ・ラ・ズ、災害対策ノ完璧ヲ期スルヲ得ズ、災害県タル本県ノ前途ニ一大暗影ヲ投ジ、県政上ニ及ボス影響真ニ深刻ナルモノ有之、県民ノ憂慮ニ堪ヘザルトコロニ有之候

惟フニ斯クノ如キ結果ヲ招来スルハ日發法ノ規定スルトコロ、公営事業ノ特殊性ヲ顧慮スルニ欠クル処アルニ因ルニ非ズヤト思料セラレ候ヲ以テ、公営事業ノ特殊性ヲ確認セラルルト共ニ、本県・財・政・ノ・実・状・ヲ・充・分・御・諒・察・ノ・上・県・財・政・ニ・重・大・ナル・支・障・ヲ・来・サ・ザ・ル・様・別・途・ニ・適・切・ナル・方・策・ヲ・講・ズ・ベ・ク、格別ノ御配慮相仰度、府県制第四十四条ニ基キ本会満場一致ノ決議ニ依リ意見書及提出候也

この史料からは、県政審議会における小早川電気局長の発言を受けて、県会が県営電気事業の接収にともなう県財政に悪影響が生じる点とくに強調した様子を確認できる。一九四一年一月二日付『北日本新聞』の報道によれば、電気庁は当時、公営電気事業の第二次出資追加分の発令遅延を避けるため、財源確保に関わる特別措置を講じることが検討していた<sup>78)</sup>。政策当局も富山県の訴えを無視できなかったのである。

通信当局に対する県の要望は、内務省を介したルートでも伝えられた。具体的には、一九四二年三月二四日に富山県電氣局から内務省の成田一郎地方局長に送られた次の文書である。

史料7<sup>(81)</sup>

富山県営電力設備ヲ出資スル場合ニ於ケル条件

一、富山県営電力設備ノ出資ニ際シテハ、該設備ノ性能優秀ナルコト、電気鉄道ヲ兼営セルコト等其ノ他本県営電気事業ノ特殊性ヲ御考慮ノ上、其ノ出資価格ハ法規ノ許ス範囲内ニ於テ能ウ限リ高ク評価セラレタキコト

一、富山県ニ於テ目下工事中ノ有峰貯水池式発電工事（県営鉄道千垣駅ヨリ粟巢野駅迄ノ建設費ヲ含ム）一切ヲ日本発送電株式会社ヲシテ接収セシメ、該事業ニ投資セル事業費総額ニ相当セル同社株式ヲ富山県ニ交付セシムルコト

一、富山県所有ニ係ル有峰県有山林ヲ日本発送電株式会社ヲシテ相当価格ヲ以テ買収セシメ、該山林価格ニ相当スル同社株式ヲ富山県ニ交付セシムルコト

一、黒部川支流黒蘆第一、黒蘆第二、柳又並祖母谷各発電所ノ権利一切ハ其測量費、設計費及準備工事費等ノ投資総額ヲ以テ、日本発送電株式会社ヲシテ買収セシムルコト

以上

これを受け取つた山崎巖内務次官は一九四二年三月三十一日、手島栄通信次官に宛てて左に内容を示す「日本発送電株式会社ニ対スル電力設備出資ニ関スル件」を發した。

史料8<sup>(82)</sup>

一、富山県電力設備ノ性能ノ優秀性、電気鉄道ノ県営其ノ他其ノ特殊性ニ就テハ、評価ノ上ニ於テ法規ノ許ス限リ特ニ考慮ヲ払ハレタ

キコト

二、目下工事中ノ有峰貯水池式発電工事（県営鉄道千垣駅ヨリ粟巢野駅迄ノ建設費ヲ含ム）一切ヲ日本発送電株式会社ヲシテ接収セシメ、該事業ニ投資セル事業費総額ニ相当スル同社株式ヲ県ニ交付セラレタキコト

三、有峰県有山林ヲ日本発送電株式会社ヲシテ相当価格ヲ以テ買収セシメ、該山林価格ニ相当スル同社株式ヲ県ニ交付セラレタキコト  
四、黒部川支流黒蘆第一、黒蘆第二、柳又並祖母谷各発電所ノ権利一切ハ其ノ測量費、設計費及準備工事費等ノ投資総額ヲ以テ、日本発送電株式会社ヲシテ買収セシメラレタキコト

以上

史料7と史料8を見比べると、内務省が一部の要望（第一項の譲渡額）を引つ込めながらも、基本的には富山県（電気局）の出した条件をそのまま通信省に伝えたことがわかる。すなわち、富山県は、県営電気事業の評価に際してその特殊性を考慮すること、県政審議会でも取り上げられた有峰貯水池式発電事業と有峰山林、未着工の黒蘆、柳又および祖母谷の各発電所の権利譲渡に対して相当の対価を支払うことを日本発送電による接収の条件として提示したのである。

通信省は二日後の四月二日、次官名で内務省に回答を送った。それは、史料7と史料8の第一項の「趣旨ハ可及的考慮ス」る、第二項の有峰工事の「譲渡価格」は「妥当ナル投資額ヲ基礎」にして当事者間で協定を結ばせ、最終的には日本発送電が決定できるよう「措置」を講じる、第三項の有峰山林の「譲渡価格」は「適當ナル機関ニ依リ調査シタル価格

「基礎トシ」たうえで、第二項と同様の措置を講じる、そして、第四項に関しては「水利権ノ承継措置トシテ別途考慮ス」ることを内容としていた。<sup>(83)</sup>

富山県は第二次出資から二ヶ月後の一九四二年六月一日、七つの発電所と三つの送電線（中地山・松ノ木連絡線、称名川線および電鉄用線）、有峰貯水池式発電事業、黒柳・柳又・祖母谷の水利権など貯水池、建設中の発電所および未開発水利権などを日本発送電に譲渡した。出資設備の評価額は、既設の発電設備三一四二万円、有峰工事二二八三万円、山林関係一九七万円であった（第7表）。

ここで注目したいのはまず、既設の発電設備の譲渡価額である。これは、富山県の算出した三二八七万円と電気庁の二九四六万円の平均値三一七万円にきわめて近い金額であった。その意味で、県と電気庁がお互いに歩み寄った妥協点と解釈できよう。次に、有峰工事と黒柳・柳又・祖母谷の水利権、そして有峰山林が接収の対象に含まれた点も重要視したい。これらの資産は、県が一貫して接収を求めていたからである。通信当局は富山県の要望に応じたといえる。

最後に、一九四二年五月の県会における町村金五知事の説明から県財政に与えた影響を確認しておきたい。繰り

第7表 富山県営電気事業の譲渡価格

科目	価格(円)	交付株式数(株)
強制出資設備	31,422,516	628,450
有峰発電所(工事中)	22,825,729	456,514
水利権関係	174,237	3,484
山林関係	1,970,000	39,400
鉄道関係	1,015,719	20,314
合計	57,408,201	1,148,162

資料) 北陸地方電気事業百年史編纂委員会編(1998)391頁より作成。

返し言及してきたとおり、この点は県営電気事業の譲渡に際してもっとも危惧されたからである。

「日本発送電株式会社に対し出資及譲渡すべき財産価格は、今後協議の上決定すべきものを除き、大体五、七四〇万円となり、之に相当する同社株式の配当金及新に同社の納入する県税並水利使用料等が、今後県の収入となるのであります。之等の収入を以て県債を償還し、且つ従前通の一般会計繰入れを継続するものと致しますれば、当分の間収入不足を来す計算となりますので、之が補填措置として、県債償還方法の変更等に依り、収入の適合を図ること致す考であります。而して県債の償還に従ひ漸次余剰金を生じますから、将来に於ては相当の潤いを見る見込であります。<sup>(84)</sup>」

町村知事は、譲渡代金だけでは県債の償還と一般会計への繰り入れに必要な額を賄えないこと、言い換えれば、県当局が懸念したとおり県財政への悪影響を現実的な問題として指摘した。そして、この問題は、県債の償還方法の変更などを通じて処理されなければならなかったのである。

## 六 結語

以上、富山県営電気事業を主な対象にして、日本発送電による接収の過程で、公営電気事業を運営する地方公共団体（富山県）が何を議論し、その結論をどのように対外的に主張したのか、そして自らの利害をいかにして反映させたのかという点を検証してきた。最後に、主な分析結果

をまとめることで結びとしたい。

第一に、富山県を含む電気事業関係公共団体が、経済新体制の理念に沿った主張を展開した点を強調したい。すなわち、公営電気事業は民間電気事業者と異なり、通信当局と内務省の厳重な監督下で、もっとも「公益本位」かつ合理的に運営されており、「公益優先」の実践ないし「公益精神」の「昂揚發揮」を実現するためには、「機構変革」ではなく、現在の運営形態を維持し、さらにはこれを「中核体」にして民間を含むすべての配電事業を統合、「公営化」することこそ「理想」と訴えたのである。

第二に、他の関係公共団体の主張と比較した場合、富山県の主張としては、県営電気事業の日本発送電への譲渡を前提に、その「価値」を高く設定するよう強く求めた点に注目したい。それは、公営の継続を訴えた東京市や京都市などとは異なる主張だったからである。

ゆえに富山県は通信当局に対して、県営電気事業を日本発送電に譲渡する際に、①公益性の視点から設定した低廉な料金や保有設備の高い価値を譲渡価額に反映させること、②工事中の設備も移管すること、③県内産業へ優先的に電力を供給すること、④従業員の雇用を維持しかつ待遇を改善することを求めた。そして、これらの要望は、ほぼ一貫して繰り返された。

第三に、県政審議会の場合において、富山県電気局は、たびたび通信当局あるいは内務省に対する県議の働きかけを期待する発言をした。そして、県議はときに腰の引けたような返答をしたものの、最終的にはその期待に応えるべく行動を起こした。具体的には、一九四一年一月二五日、富山県会議長の堀田勝文の名前で東条英機内務大臣、寺島健通信大

臣、および賀屋興宣大蔵大臣宛に「意見書」を提出した。県会はその中で、県政審議会における小早川貞登電気局長の発言にあった、県営電気事業の譲渡によって県財政に悪影響が生じることへの懸念を強く訴えたのである。

第四に、富山県が自らの利害を主張する際に、内務省を介在させた点も注目される。すなわち、富山県電気局は一九四二年三月二四日付で、内務省の成田一郎地方局長に「富山県営電力設備ヲ出資スル場合ニ於ケル条件」を送り、内務省は同月三一日、次官名でその内容をほぼそのまま通信次官に伝えた。その中で富山県は日本発送電による県営電気事業の接収の条件として、既存設備に対する最大限の評価と工事中の設備に対する相当の対価を要求したのである。

最終的に富山県は一九四二年六月一日、七つの発電所と三つの送電線に加えて、有峰貯水池式発電事業、黒柳・柳又・祖母谷の水利権など建設中の発電所や未開発の水利権などを日本発送電に譲渡することに成功した。

この点に関してはまず、既設の発電設備の譲渡価額が富山県の算出した金額と電気庁のその平均値にきわめて近かった点を重視したい。その額は、県と通信当局がお互いに歩み寄った妥協点と看做すことができるからである。次に、有峰工事と黒柳・柳又・祖母谷の水利権、そして有峰山林が接収の対象に含まれた点にも注目したい。これらの資産は、富山県が繰り返し返し接収を求めており、通信当局がその要望に応えたことを意味するからである。

電力国家管理に対する関係公共団体の利害とその主張のあり方には共通点と相違点がみられた。各関係公共団体の電気事業の特性は、日本発

送電に接收される際にどのような形でどこに反映されたのだろうか。富山県以外に視野を広げてケースを積みあげながら比較検証することを通じて、戦時統制下の公営電気事業の時代的特質に接近することは筆者に残された課題である。

### 《付記》

本稿の執筆過程で、富山県公文書館と富山県立図書館のスタッフの方々は資料の閲覧に際してたいへんお世話になった。ここに記して感謝に意を伝えたい。

### 注

- (1) 北陸地方電気事業百年史編纂委員会編（一九九八）三九一―三九二頁。
- (2) 橘川（二〇〇四）一八七―一八八頁。
- (3) 具体的には、東京市、京都市、大阪市、神戸市、富山県、山口県、高知県、長野県、仙台市、静岡市、酒田市、都城市、金沢市などであった。
- (4) 公営電気復元運動史編纂委員会編（一九九九）五〇―五九頁。
- (5) 東京電力株式会社編（二〇〇二）五三九―五四三頁、中国地方電気事業史編集委員会編（一九七四）二八五―二八七頁。この他にも中部地方（とくに静岡市営電気事業）については中部電力電気事業史編纂委員会編（一九九五）三四〇―三四三、三六五―三六九頁、関西地方の大阪市、神戸市および京都市の三大市営電気の仕事展開に関しては、関西地方電気事業百年史編纂委員会編（一九八七）四六四―四六九頁、「（一九）四〇―四一年に九州で開業していた公営電気事業者の仕事規模は、いずれも小さかった」とされる九州地方については、九州電力株式会社編（二〇〇七）三三六―

三三七頁を参照。

- (6) 梅本（一九八〇）は、電力国家管理下における宮崎県営電気の仕事展開に簡単に触れたにとどまる。古川（一九八八）は、国家総動員審議会で「配電管理問題」が取り上げられた際に、「公営電気事業も統合の対象となるため税収減となる地方公共団体の財源政策」についても質疑が行われた点に言及している。ただし、当該審議会の実態の解明を課題としたために、電力国家管理には立ち入った考察を加えていない。
- (7) 以下では「県営電気事業関係綴」と略す。また、地元紙の『北日本新聞』の記事は、富山県立図書館新聞雑誌閲覧室のサービスを利用した。資料の引用にあたっては、旧字体を新字体に改めるとともに、適宜句読点や濁点を付した。なお、とくに断りのない限り、資料と文献に付された傍点は筆者によるものである。
- (8) 通商産業省編（一九七九）二七六―二八五、二九二頁。
- (9) 電力政策研究会編（一九六五）二〇四―二〇四頁。
- (10) (A) に関しては、発電計画の「確立強行」による電源の確保と「豊富円滑」な電力供給、日発の財務基盤の強化と増配を「自力更生」によることに求め、卸売料金の値上げは「絶対ニ之ヲ排スベシ」と述べた。
- (11) 打合会の記録では、「公共団体トシテ夫々ノ法令」の具体例は示されなかった。
- (12) 中村・原（一九七三）一〇三頁。
- (13) 同時に、幹事以外の関係公共団体にも幹事会招集議案を交付し、幹事会への出席の必要性を認めた関係公共団体を招集できることを決めた（配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項）一九四〇年一月二〇日「県営電気事業関係綴」。
- (14) 電気事業担当者は関係公共団体ごとに多少異なっていた。たとえば、山口県は電気局長と業務課長、高知県は電気局長と企画課長、東京市は電気

局長、電灯部長、電灯部営業課長、総務部文書係長など、京都市は財務部長と電気局営業課長、大阪市は財務部長、電気局長、電灯部長、電気局秘書課長など、神戸市は電気局長と給電部長、仙台市は電気水道事務部長が出席する「予定」とされた（通信当局及電気事業関係公共団体代表者懇談会）一九四〇年二月二日『県営電気事業関係綴』。

(15) この他に内務省からは右井丈夫文書課長や田中省吉土木局道路課長などの出席が「予定」されていた。

(16) (A)と(B)には、若干の文言の違いがみられるものの、内容はほぼ同じであった。

(17) 「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明  
『県営電気事業関係綴』。

(18) 前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明。

(19) 前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明。

(20) 具体的には、新会社の資金調達（たとえば株式発行）にあたっては、現在の公営電気事業者だけでなく、広く地方公共団体一般から募集すること、地方公共団体の長は、新会社の経営と監査に直接参加する「相当数」の役員を推薦できること、「料金変更」や「電力制限」などの「重大事項」ノ決定ニ関スル諮問委員会ヲ設置シ、その委員として地方公共団体の代表者を参加させること、などを考慮すべき点にあげた。

(21) 前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明。

(22) 前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明。

(23) 具体的な事業や施設としては、上下水道事業、ガス供給事業、中央卸売

市場、病院、小学校、築港事業、質屋、道路、火災復興事業、都市計画事業、動物園、植林事業などがあげられた（前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」日付不明）。

(24) このうち、東京市、京都市、大阪市および神戸市の一件は共同で、「大都市ノ防空治安、交通、経済其ノ他ノ特殊性ニ鑑ミ、必要ナル電力確保ニ付、特ニ考慮セラレタシ」と訴えていた。なお、先に触れたとおり、前掲「配電及発電事業ノ統制並設備ノ出資等ニ関スル懇談会要項」（日付不明）の關係公共団体の「特種事情」は一〇件にとどまり、一から一九の九項目が削除されている。現時点でその理由は明らかにできない。

(25) 「関係公共団体ノ希望意見中当該団体ノ特殊事情ト認メラル、事項」日付不明『県営電気事業関係綴』。

(26) 配電統制調査掛「秘配電管理問題懇談会摘録」一九四一年一月、一頁『県営電気事業関係綴』。

(27) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」三―四頁。

(28) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」四頁。

(29) 田倉は、「特殊会社」を設立するねらいとして料金の適正化、一般料金と政策料金の設定、防空と国土防衛、「負荷ノ綜合」、「電力潮流」の制御、余剰電力の活用、「産業立地計画」など電気事業と直接関係のないものを含めてあげた。

(30) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」四―五頁。

(31) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」五頁。

(32) これらの数値に関しては、比較時点が不明なため妥当性を検証できない。

(33) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」六―八頁。

(34) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」八―九頁。ここでいう「東北各県ヲ統合セル特殊会社」が何を指すのかは定かでない。東北振興政策に関わる「特殊会社」としては東北興業や東北振興電力をあげられる。ただし、東北

興業の事業内容は、肥料など電気化学工業、水産や鉱業など資源開発事業、「水面埋立事業」、「農村工業」および「其ノ他東北地方振興ニ関スル諸事業」に対する投資などの「助成」であった（「東北興業株式会社法」一九三六年五月二七日『東北興業株式会社関係書類』（国立公文書館所蔵））。

他方、東北振興電力の設立目的は、大規模水力開発を通じて低廉豊富な電力供給を実現することにより、東北振興の一翼を担うことであった（加藤（二〇一八））。したがって、いずれの特殊会社も「東北各県（の電力業」引用者）ヲ統合」する機能を有していたように思えない。

(35) 地方債の出資を各地方公共団体の任意にしたいとの要望は、「御尤モト思料ス」と通信当局の理解を得られた（前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」一〇頁）。

(36) 事業成績基準の測定期間に関して、関係公共団体は「相当期間」をとり、終期は「作為ノ惧アル」ため一九四〇年九月以前に設定することを求めたが、通信当局はこの終期が「果シテ適切カ否カ参考トシテ考究シタイ」と述べて回答を留保した（前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」九一〇頁）。

(37) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」一〇一頁。

(38) 以下の記述は、史料4を含めて前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」一一一―一二頁を参照した。

(39) 具体的な事業と施設は、脚注23を参照されたい。

(40) 前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」一三頁。

(41) 「各公営ノ特殊事業」は一九個が列挙されただけである（前掲「秘配電管理問題懇談会摘録」一四―一五頁）。

(42) この項の記述は特に断りのない限り、「電気事業特別委員会議録」一九四〇年一月一日『原営電気事業関係綴』（富山県編（一九八三）三六三―三六七頁に収録）に基づく。なお、白木沢（二〇〇〇）で「電力調整協議会」と呼ばれる組織は、この特別委であったと推察される。

(43) 資産評価額を引き上げるためには、その算定基準となる利益額（率）を高く設定する必要があるため、「益金」の範囲を広くとった小早川の発言はいうまでもなく富山県の利害に即したものであった。

(44) 小早川は、有峰工事について次の見解も示している。すなわち、資材の入手難に見舞われており、適正な価格は「一寸目透ガツカイナイ」。電気庁が電気事業者の「参集」を求めた際、当該工事に要するコストは、電気庁でも（日発でも）変わりはないのだから、「其ノ儘デ行ッテハドウカ」という意見も出た。「其ノ儘」の意味を正確に解釈することは難しいが、当初計画された予算を指すのかもしれない。しかし、小早川は「公営電気事業トシテハ、長イ間ニドンナ状況ニ変ルコトガアルカモ知レナイ」ので、「帳簿価格」によって譲渡したいと主張した。

(45) 砂土居家は明治初期から酒造業を営んでおり、梅鉢や豊公といった銘柄で製品を展開していた。

(46) 筆者は、有峰貯水池式発電計画を対象にした別稿を準備中である。

(47) 綿貫（旧姓・南）は慶應義塾大学理財科を卒業後、日本電力に入社し、富山県井波町で小牧ダム建設に関わる業務に従事した経験をもっていた。

(48) 「有峰発電、日発が引受けても工事進捗は困難」『北日本新聞』一九四〇年二月三日。

(49) 矢野は一九二〇年、関西大学法科在学中に高等試験行政科に合格し、翌二二年、内務省社会局に奉職した。その後のキャリアは京都府知事官房主事、福井県地方課長、大阪府工場課長を歴任し、一九三〇年、警視庁工場課長のときに『工場災害扶助論』（三省堂）を出版した。さらに青森県学務部長、千葉県警察部、警視庁官房主事、岡山県総務部長を経て一九三八年、富山県知事に就任した（「推選校友 富山県知事」関西大学HP）。

(50) 管見の限り「地発乙第三三三三号」を確認できないため、地方局の照会事項は不明である。

- (51) 矢野兼三・富山県知事(留岡幸男・内務省地方局長宛)「(電第五〇八号) 電気事業ノ統制ニ関スル件」一九四〇年一月五日『県営電気事業関係綴』
- (52) 矢野から町村への知事の交替に関しては、一九四〇年一月二二日に就任した平沼騏一郎内務大臣が「新体制運動の幕引き役」として、「積極的に新体制運動を推進して新聞では称賛されていたが地元の保守系有力政治家から不評を買っていた富山県知事矢野兼三に引退を求め、矢野が拒否すると休職処分にした」とされる(古川(二〇〇五)二八二―二八三頁)。なお、町村金五は富山県知事を退任した後、一九四三年四月に警保局長として本省に戻った(秦編(二〇〇一))。
- (53) 植村(二〇一七)三六頁。
- (54) この点について、小早川は、森林から伐採した工食用材料費の約一〇万円を追加すると二九万円程度に達するが、それは日発との交渉過程で進展すると思うと見通しを語った。
- (55) ただし、「既設発電所営業一覽図」は確認できない。そして、「会議録」はわずかに「耐用年限―固定資産―収入―県債償還―営業費―利益率―残存価格四%―減価償却」と記すだけで詳細は不明である。
- (56) 「県政審議会々議録」一九四一年三月二〇日、四―八頁「県営電気事業関係綴」。なお、この史料の頁番号は筆者が付けたものである。
- (57) 小早川は、さらに県の担当者としては言えないことも、議員であれば言えると思うので、「皆様方」に電気庁などへの「陳情」をお願いしたいと言葉を重ねて協力を求めた。
- (58) 前掲「県政審議会々議録」一九四一年三月二〇日、一一―一二頁。
- (59) 「県営電気引継ぎ、池尾日発総裁率直に応ふ」『北日本新聞』一九四一年三月二七日。
- (60) 「県財政を考慮、田村電気庁長官言明」『北日本新聞』一九四一年三月二七日。
- (61) 管見の限りではこの配布資料を確認できていない。
- (62) 日発法第九条は、「出資ノ目的タル設備ノ価格ハ左ノ各号ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相当スル金額ニ依リ之ヲ算定ス」と定める。「左ノ各号ノ金額」とは、「当該設備ノ建設費ヨリ減価償却金額ヲ控除シタル金額」と「当該設備所有者ノ過去十年間ニ於ケル建設費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額」を指す(通商産業省編(一九七九)二三八頁)。
- (63) 「県政審議会々議録」一九四一年八月二三日、一―三頁「県営電気事業関係綴」。なお、この史料の頁は筆者が付けたものである。
- (64) メディアは、富山県と通信当局との「本格的折衝の開始」とその帰趨に注目しつつ、結局は日発が有峰工事を継承するだろうと報じていた(「有峰発電工事も結局は継承せん」『北日本新聞』一九四一年八月一九日)。
- (65) 前掲「県政審議会々議録」一九四一年八月二三日、三頁。
- (66) この他にも評価額について、長井は、日発法第九条に基づく三二〇〇万円よりも低い三〇〇万円になるかもしれないと述べたが、その理由は少なくとも「会議録」には記録されていない。続けて小早川は、民間電気事業者と同じく減価償却をしたと仮定した場合は二四〇〇―二五〇〇万円になるが、「特殊事情ニ依ッテ建設費ヲ増加シテ費ヒタイ」と発言した。
- これらの点に関して、「会議録」上は県議からの質問を確認できない。ただ、①蓑島の「買収費ハ株ヲ交付サレマスカ」、②尾山の「年度内ニ接收サレマスカ」という発言は残されている。そして、小早川は①に「株ト現金デアルト思ハレル」、②には「年度内デアルト思ヒマス」と答えた。
- 注意すべきは、綿貫の「『ギロ』当り単価四十五円位ト思フガ如何」や「黒薙、柳又ノ分、十四万円位支払シテ費ヒタイト云フノデスカ」といった評価額に関わる質問である。こうした質問は、彼が日本電力に勤務していたときに小牧ダムの建設に携わった経験によって可能になったと推測でき

るからである。

なお、小早川は前者に対して「四十二円位ト思フ、建設費ガ安イカラソレデ良イト云フコトナレバ困ルト思フ」と応じ、後者には既述の長井が「三〇〇〇万円発言」を続けた。ただし、いずれも短い文からは正確な意図を読み取れないため、立ち入った検討を加えられない(前掲「県政審議会々々議録」一九四一年八月二三日、四一七頁)。

(67) 前掲「県政審議会々々議録」一九四一年八月二三日、七一八頁

(68) 八月二三日から一月一二日にかけての富山県営電気事業関係者の動向は判然としない。

(69) 公納金は、配電統制令の施行によって公営電気事業が日発と配電会社に投資をした場合、財政面への影響に配慮して、政府が配電会社の経費から関係公共団体に対し支出させることにしたものである。具体的には、高知県営電気の事例があげられている(西野(二〇一七))。

(70) 「電気事業特別委員会々々議録」一九四一年一月二日、二一四頁「県営電気事業関係綴」。

(71) 出資設備評価額の内訳については第6表を参照してほしい。

(72) したがって、町村の発言にあった水利使用料の値上げ(①)によってこれを補填しようとすれば、一〇万八八八八円から大幅に上乘せなければならぬことがわかる。

(73) 「秘県収入減調書」『県営電気事業関係綴』。

(74) 前掲「電気事業特別委員会々々議録」一九四一年一月二日、四一九頁。

(75) 電気庁長官は一九四一年一月一日、田村謙治郎から藤井崇治、内務省地方局長は同月二〇日、留岡幸男から成田一郎へとそれぞれ交替した(秦編(二〇〇一))。

(76) 鉄道事業に関しては、森丘が譲渡する場合の損失を質問したのに対し、長井は、現在の投資額を発電所建設費に計上したうえで日発に譲渡した場

合、評価額の減少は約三〇〇万円になると答えた(「電気事業特別委員会々々議録」一九四一年一月二〇日、二一五頁「県営電気事業関係綴」)。

(77) 前掲「電気事業特別委員会々々議録」一九四一年一月二〇日、五一七頁。

(78) この記事は、一九四一年一月二五日に宮城と高知の県営電気事業、そして大阪市電に対しては正式な出資命令が出たにもかかわらず、富山のそれがひとまず「分離」されたことを踏まえて執筆された「県電の評価に難色 電気庁も消極保留方針」(「北日本新聞」一九四一年二月一〇日)、である。

(79) 以下の記述はとくに断りのない限り、史料6を含め堀田勝文・富山県会議長(東条英機・内務大臣/寺島健・通信大臣/賀屋興宣・大蔵大臣宛)「県営電気事業日本発送電株式会社へ接収ニ関スル意見書」一九四一年二月一五日「県営電気事業関係綴」(富山県編(一九八三)三六八頁に収録)による。

(80) 電気庁は一方で、富山県との交渉が難航した場合は他の関係公共団体の設備出資命令を先行させることも考えていた。ただ、同庁は一月中旬までにこの問題を解決する意向をもっていたとされる(「県電の日発出資に電気庁の特別措置決まる」『北日本新聞』一九四一年一月二日)。

(81) 富山県電気局(成田一郎・内務省地方局長宛)「電力設備ノ日本発送電株式会社へ出資スル場合ニ於ケル付帯条件ニ関スル件」一九四二年三月二四日「県営電気事業関係綴」。取消線は原資料のままである。

(82) 内務次官(通信次官宛)「内務省一六通地第二五号 日本発送電株式会社ニ対スル電力設備出資ニ関スル件」一九四二年三月三十一日「県営電気事業関係綴」。

(83) 通信次官(内務次官宛)「日本発送電株式会社ニ対スル電力設備出資ニ関スル件」(電第一一〇七号)一九四二年四月二日「県営電気事業関係綴」。

(84) 「県営電気事業接収についての町村知事の議会説明」一九四二年五月(富

山県編（一九八三）三六九―三七一頁。

### 《参考文献》

- 植村正治（二〇一七）「近代日本における工学士の省庁・地方庁・民間部門間の移動——技術普及に関する統計観察（一）——」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第四七卷第三号。
- 梅本哲世（一九八〇）「戦前期宮崎県における電気事業の展開」『経営研究』（大阪市立大学）第三一巻第一号。のちに梅本（二〇〇〇）に再録。
- 梅本哲世（二〇〇〇）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。
- 加藤健太（二〇一八）「電力国家管理と地域利害——日本発送電と東北振興電力の統合過程——」『エネルギー史研究』第三三号。
- 関西地方電気事業百年史編纂委員会編（一九八七）『関西地方電気事業百年史』関西電力株式会社。
- 橘川武郎（二〇〇四）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。
- 九州電力株式会社編（二〇〇七）『九州地方電気事業史』九州電力株式会社。
- 公営電気復元運動史編纂委員会編（一九六九）『公営電気復元運動史』公営電気事業復元県都市協議会。
- 白木沢涼子（二〇〇〇）『電力の国家統制・管理と富山県における電気統合』『歴史学研究』第七三二号。
- 中国地方電気事業史編纂委員会編（一九七四）『中国地方電気事業史』中国電力株式会社。
- 中部電力電気事業史編纂委員会編（一九九五）『中部地方電気事業史（上巻）』中部電力株式会社。
- 通商産業省編（一九七九）『商工政策史 第二四巻 電気・ガス事業』商工政策史刊行会。

電力政策研究会編（一九六五）『電気事業法制史』電力新報社。

東京電力株式会社編（二〇〇二）『関東の電気事業と東京電力——電気事業の創始から東京電力五〇年への軌跡——』東京電力株式会社。

富山県編（一九八三）『富山県史 資料編Ⅶ 近代（下巻）』富山県。

中村隆英・原朗（一九七三）『「経済新体制」』『「近衛新体制」の研究（日本政治学会年報）』岩波書店。

西野寿章（二〇一七）「日本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点——戦前の県営電気の成立と背景——」『経済論叢』（京都大学）第一九〇巻第四号。

○巻第四号。

秦郁彦編（二〇〇二）『日本官僚制総合辞典 一八六八―二〇〇〇』東京大学出版会。

古川隆久（一九八八）「国会総動員審議会をめぐって」『日本歴史』第四八一号。

のちに古川（二〇〇五）に再録。

古川隆久（二〇〇五）『昭和戦中期の議会と行政』吉川弘文館。

北陸地方電気事業百年史編纂委員会編（一九九八）『北陸地方電気事業百年史』北陸電力株式会社。

北陸電力株式会社。